

第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちを目指して～

名古屋市

はじめに

厚生労働省が公表した平成 25 年国民生活基礎調査では、日本における子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 15.1%となっており、そのうち、大人が一人の世帯では 54.6%と極めて高くなっています。

平成 25 年 9 月に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査の結果でも、母子家庭の 8 割以上、父子家庭の 7 割以上が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と答えており、ひとり親家庭の生活は、その多くが経済的に困難な状況におかれていることが分かります。

また、実態調査の結果からは、ひとりで家事と育児と仕事の三役をこなさなければならぬひとり親家庭の父母が、生活面でも引き続き厳しい状況の中生活していることが示されています。

名古屋市では、平成 17 年から「ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るとともに、子どもの健やかな成長を支えるために、第 1 期計画・第 2 期計画の 10 年間を通してさまざまな支援に取り組んでまいりましたが、こうしたひとり親家庭等の現状から、ひとり親家庭等に対する支援の必要性は一層高まっていると考えています。

一方、この間、国においては、平成 25 年 3 月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父を含め、一層の就業支援施策を進めることとされました。さらに平成 26 年 10 月には母子及び寡婦福祉法が改正され、父子世帯への支援の拡大が行われています。

また、平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

こうした国の動きも踏まえ、今後は、父子家庭を含めた就業支援施策の推進や「子どもの貧困」という問題を改善するための施策の実施など、新たな施策の展開も求められています。

ひとり親家庭とその家庭で育つ子どもを取り巻く問題は多岐にわたっており、解決までの道のりは決して平坦ではありません。しかし、名古屋市が目指す「すべての子ども、若者、子育て家庭がいきいきと暮らせるまち」を実現するためにも、このたび策定しました「第 3 期ひとり親家庭等自立支援計画」を推進し、相談・情報提供から、生活の安定のための支援、子どもの自立支援まで、総合的な自立支援に取り組んでまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民のみなさまや関係機関、団体の方々に心から感謝いたしますとともに、今後とも、本計画の推進に対しましても、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 27 年 3 月

名古屋市長 河村 たかし

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯	1
2 第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について	5
3 ひとり親家庭等実態調査結果の推移	6

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 ひとり親家庭等の状況	9
(1) ひとり親家庭等の世帯数の推移	9
(2) ひとり親家庭等になった理由	11
(3) 母等の年齢など	12
(4) 子どもの数と年齢	13
(5) 母等の最終学歴	14
(6) ひとり親家庭等の悩み（なった当時と現在）	14
(7) 相談相手	16
(8) 公的制度の利用・受給状況等	17
2 就業の状況	19
(1) 現在の就業状況	19
(2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況	20
(3) 現在の仕事に就いた経緯	21
(4) 転職の希望	21
(5) 仕事に就いていない理由	23
3 収入の状況	24
4 養育費の状況	27
5 面会交流の状況	28
6 子どもの状況	29
(1) 保育・放課後の状況	29
(2) 修学状況	30
7 生活の状況	32
(1) 現在の住居の状況、転居の希望	32

(2) ワークライフ・バランスについて	33
8 まとめ ～現状から見える課題～	35
① ひとり親家庭世帯数と施策利用の現状から	35
② 就業及び生計の状況から	35
③ 生活上の悩みの状況から	37
④ 国の法改正の動向から	38
第3章 施策の方向性	
1 基本的な考え方	39
2 基本方針	39
3 施策	40
第4章 施策の展開	
施策目標1 課題整理のための相談・情報提供による支援	43
方策1：相談しやすい窓口の整備	43
方策2：きめ細やかな情報提供	44
方策3：身近な相談相手の確保	44
施策目標2 経済状況の安定を図るための支援	44
方策1：収入を補完するための経済的支援	44
方策2：養育費の取り決め・確保のための支援	45
施策目標3 安定的な収入確保に向けた就業支援	45
方策1：正規雇用など、より安定した就業への支援	45
方策2：事業主等に対する働きかけ	46
施策目標4 生活上の負担軽減のための支援	47
方策1：家庭生活のための支援	47
方策2：住宅確保に向けた支援	48
施策目標5 子どもの健やかな育ちのための支援	49
方策1：子どもの学習支援など将来のための支援	49

第1章 計画の策定にあたって

1 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

(1) 国の状況

国は、平成14年3月に母子家庭等自立支援対策大綱を発表し、それまでの母子寡婦対策を根本的に見直し、経済的支援中心の施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換することを目指すこととしました。

これを受けて、平成14年度には母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等が改正され、母子及び寡婦福祉法第12条に、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」と言います。）」の策定について規定されました。

また、国は、平成15年4月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」と言います。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。平成20年度には、この基本方針の対象期間が終了したため、従前の施策を引き継ぎつつ、養育費確保に向けた取り組みの推進や就業支援のより一層の強化を加え、新たな基本方針として公表しました。

平成25年3月には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父を含め、一層の就業支援施策を進めることとされました。この法律の施行を受けて、平成25年度には、基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間から平成26年度までの7年間に改めるとともに、総合的な自立支援施策の推進、就業支援策及び養育費確保策（相談機能）に加え、父子世帯への就業支援の重要性を挙げています。

また、平成25年度には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されましたが、特にひとり親家庭の貧困率の高さが指摘される中で、子どもの貧困対策としても、ひとり親家庭への支援施策の強化が求められているところです。

更に、平成26年度には、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、この中で「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に変え、福祉資金の貸付対象拡大など父子家庭への支援拡大が盛り込まれました。

(2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第1期計画」と言います。）」を策定し、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

就業支援については、職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月には、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナス、ナゴヤを開設しました。また、経済的支援としては、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

平成22年3月には、「第2期ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第2期計画」と言います。）」を策定し、平成22年度から26年度までの5年間、ひとり親家庭等が生活を支える安定した経済基盤を確立することができるよう、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援に取り組んでまいりました。

第2期計画期間中の取り組みとしては、平成23年度から、養育費相談事業において、新たに司法書士による養育費取得に向けた書類作成や裁判所等への同行支援を開始しました。また平成26年度から、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習サポート事業を4区でのモデル事業として開始した他、父子福祉資金の貸付を開始しました。

このたび、第2期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、ひとり親家庭等の生活実態の把握や第2期計画に定める施策の評価のため、平成25年度ひとり親世帯等実態調査や、関係機関、学識経験者等へのアンケート・ヒアリング調査などを行いました。これらの調査結果や国の基本方針等を踏まえて、このたび「第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第3期計画」と言います。）」を策定するものです。

策定の経緯

平成14年3月 母子家庭等自立支援対策大綱

平成14年11月 母子及び寡婦福祉法改正

平成15年4月 国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度）

- ・母子家庭施策の総合的な展開
- ・自立促進計画の基本となるべき事項

平成17年3月 第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画の策定
（対象期間：平成17年度～平成21年度）

平成20年4月 国の基本方針（対象期間：平成20年度～平成24年度）

- ・母子家庭施策の総合的な展開
 - ▶ 養育費確保に向けた取り組みの推進
 - ▶ 就業支援のより一層の強化
- ・自立促進計画の基本となるべき事項

平成22年3月 第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画の策定
（対象期間：平成22年度～平成26年度）

平成25年3月 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行

国の基本方針（対象期間の延長：平成20年度～平成26年度）

- ・父子家庭への就業支援の重要性を追加

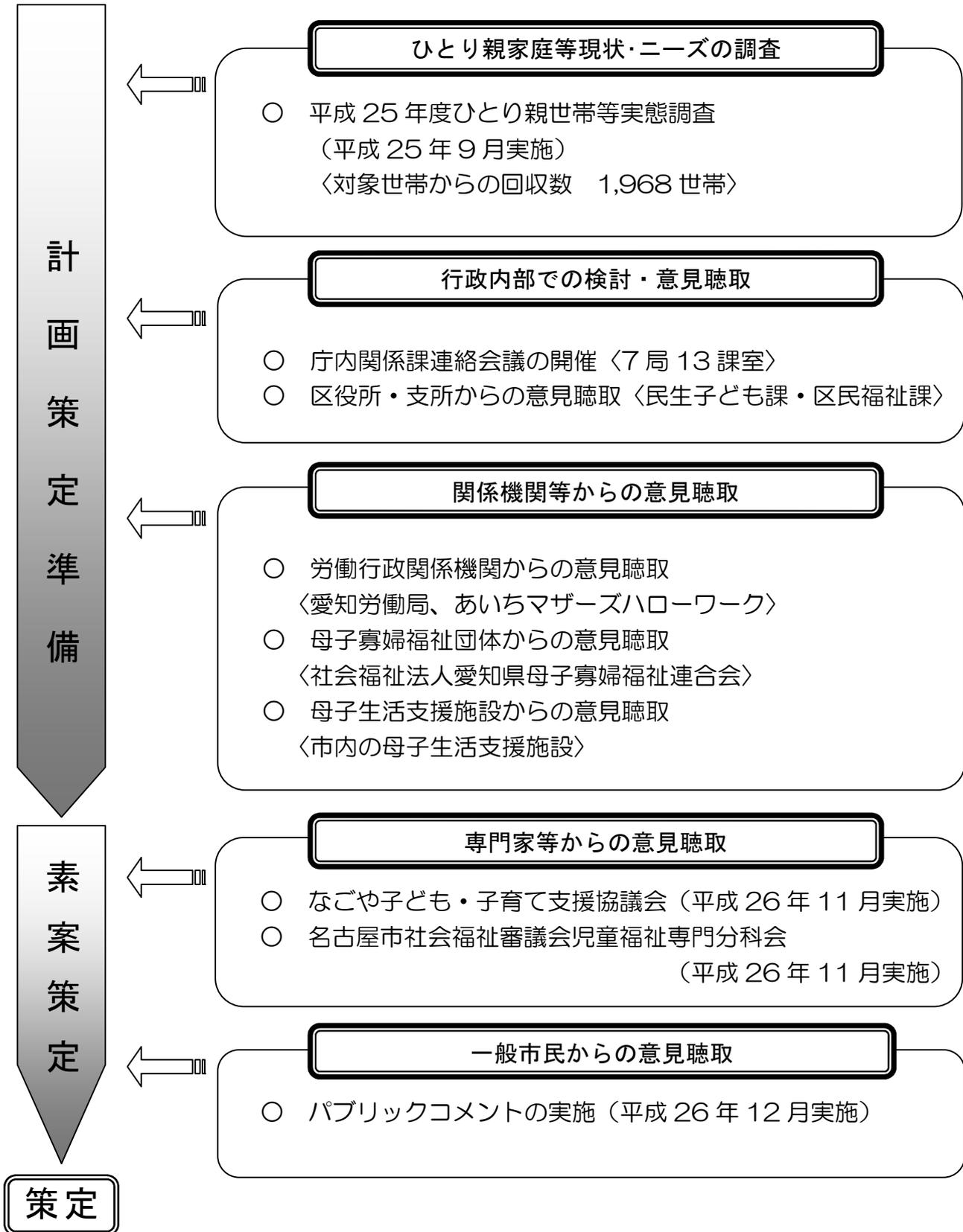
平成26年1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行

平成26年10月 母子及び寡婦福祉法改正

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改称

平成27年3月 第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画の策定
（対象期間：平成27年度～平成31年度）

策定の流れ



2 第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

(1) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するもので、なごや子ども条例に基づき策定している「子どもに関する総合計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

(2) 目標

ひとり親家庭等自立支援計画は、各家庭の必要性に応じて総合的に自立を支援することにより、家庭の生活の安定と向上を図るとともに、これらの家庭で育つ子どもの健やかな成長を支えることを目標とします。

(3) 対象期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

(5) 計画策定に使用する数値

この計画は、平成25年9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査」における結果に基づき現状と課題を分析しています。そのため、計画に示す数値及びグラフは、特に断りがない限り、この調査結果の数値となります。

調査母体数は、母子が740世帯、父子が213世帯、寡婦が259世帯です。

※(参考) 語句の定義

- 母子家庭 : 配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭
- 父子家庭 : 配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭
- 寡婦 : 子どもが20歳に到達した母子家庭の母
- ひとり親家庭 : 母子家庭、父子家庭
- ひとり親家庭等 : 母子家庭、父子家庭、寡婦

3 ひとり親家庭等実態調査結果の推移

1 母子世帯

事項	H25 実態調査 回答数：740	H20 実態調査 回答数：831
世帯数（推計）	26,147 世帯	24,726 世帯
出現率	2.53%	2.48%
母親の年齢	平均 40.0 歳	平均 40.3 歳
世帯人員	平均 3.03 人	平均 3.08 人
子どもの数	平均 1.74 人	平均 1.74 人
理由別	①離婚 83.0% ②未婚 12.9% ③死別 3.5%	①離婚 81.0% ②未婚 11.1% ③死別 6.0%
悩み・困っていること	①子ども 66.8% ②家計 63.1% ③仕事 36.5%	①家計 67.7% ②子ども 56.4% ③仕事 39.1%
子どもについての悩み	①教育・進学 69.3% ②しつけ 35.9% ③育児 14.9%	①教育・進学 69.1% ②しつけ 34.8% ③就職 14.5%
就業状況	84.3%	87.3%
年間世帯総収入	249.1 万円 ①200～250 万未満 19.8% ②150～200 万未満 16.1% ③100～150 万未満 13.8% ④300～350 万未満 10.0% ④250～300 万未満 10.0%	227.3 万円 ①100～150 万未満 21.0% ②200～250 万未満 15.7% ③150～200 万未満 14.7% ④ 50～100 万未満 9.6% ⑤250～300 万未満 9.3%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 62.2%	①取り決め有 45.2%
面会交流の取り決め状況	①取り決め有 52.3%	未調査
住居形態	①借家・アパート 38.1% ②持ち家 18.1% ③市営住宅 17.1%	①借家・アパート 34.7% ②持ち家 18.5% ③市営住宅 18.0%
名古屋市の施策に期待すること	①相談事業の充実 53.1% ②経済支援の充実 41.9% ③子どもの学習・ 教育支援 23.4%	①経済支援の充実 50.2% ②相談事業の充実 43.3% ③住宅対策の充実 23.3%

2 父子世帯

事項	H25 実態調査 回答数：213	H20 実態調査 回答数：167
世帯数（推計）	3,721 世帯	3,888 世帯
出現率	0.36%	0.39%
父親の年齢	平均 46.7 歳	平均 46.9 歳
世帯人員	平均 3.09 人	平均 3.28 人
子どもの数	平均 1.92 人	平均 1.95 人
理由別	①離婚 69.9% ②死別 23.9%	①離婚 76.7% ②死別 17.6%
悩み・困っていること	①子ども 70.1% ②家計 40.2% ③仕事 22.8%	①子ども 60.2% ②家計 45.1% ③仕事 31.9%
子どもについての悩み	①教育・進学 54.6% ②しつけ 32.7% ③就職 18.5%	①教育・進学 60.6% ②しつけ 29.7% ③就職 20.0%
就業状況	85.9%	92.1%
年間世帯総収入	445.9 万円 ①500～1,000 万未満 28.3% ②200～250 万未満 13.2% ③300～350 万未満 12.5% ④350～400 万未満 9.2% ⑤400～450 万未満 8.6%	482.1 万円 ①500～1,000 万未満 28.2% ②300～350 万未満 14.1% ③450～500 万未満 9.2% ④350～400 万未満 8.6% ④1,000 万以上 8.6%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 40.8%	①取り決め有 18.8%
面会交流の取り決め状況	①取り決め有 44.9%	未調査
住居形態	①持ち家 35.2% ②市営住宅 23.8% ③借家・アパート 16.2%	①持ち家 42.5% ②借家・アパート 23.4% ③親族と同居 10.2%
名古屋市の施策に期待すること	①相談事業の充実 55.2% ②経済支援の充実 37.0% ③子どもの学習・教育支援 15.8%	①相談事業の充実 48.5% ②経済支援の充実 37.5% ③啓発活動の充実 19.9%

3 寡婦世帯

事項	H25 実態調査 回答数：259	H20 実態調査 回答数：347
世帯数（推計）	28,214 世帯	30,807 世帯
出現率	2.73%	3.09%
親の年齢	平均 56.6 歳	平均 56.5 歳
世帯人員	平均 1.82 人	平均 1.92 人
子どもの数	平均 1.94 人	平均 1.66 人
理由別	①離婚 61.0% ②死別 34.7%	①離婚 57.9% ②死別 37.9%
悩み・困っていること	①老後 55.3% ②健康 36.9% ③家計 34.5%	①老後 66.4% ②健康 50.2% ③家計 43.3%
子どもについての悩み	①結婚 32.0% ②就職 19.5% ③病気 13.5%	①結婚 30.7% ②就職 18.3% ③病気 8.3%
就業状況	75.0%	74.3%
年間世帯総収入	398.1 万円 ①500～1,000 万未満 17.8% ②300～350 万未満 14.6% ③150～200 万未満 10.8% ④400～450 万未満 9.7% ⑤200～250 万未満 9.2% ⑥100～150 万未満 9.2%	329.1 万円 ①100～150 万未満 12.9% ②200～250 万未満 12.6% ③150～200 万未満 12.0% ④500～1,000 万未満 11.4% ⑤350～400 万未満 8.8%
住居形態	①持ち家 52.0% ②借家・アパート 25.8% ③市営住宅 7.9%	①持ち家 47.2% ②借家・アパート 30.2% ③市営住宅 6.2%
名古屋市の施策に期待すること	①相談事業の充実 69.1% ②経済支援の充実 20.4% ③住宅対策の充実 15.5%	①相談事業の充実 55.7% ②住宅対策の充実 18.6% ③経済支援の充実 18.2%

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

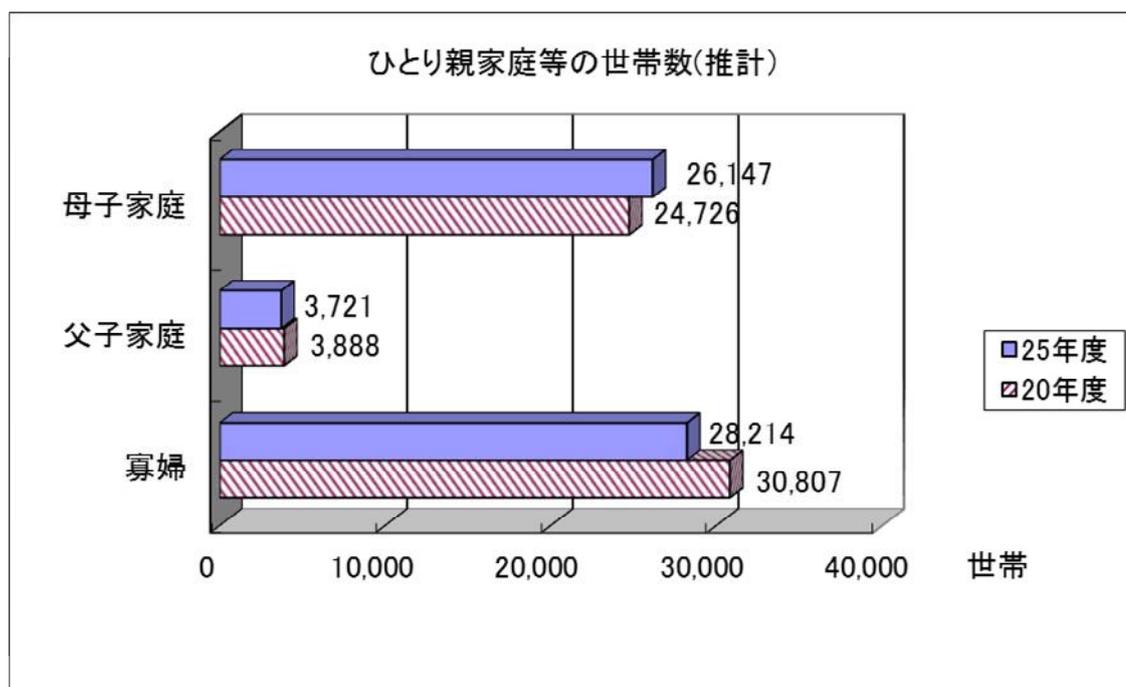
1 ひとり親家庭等の状況

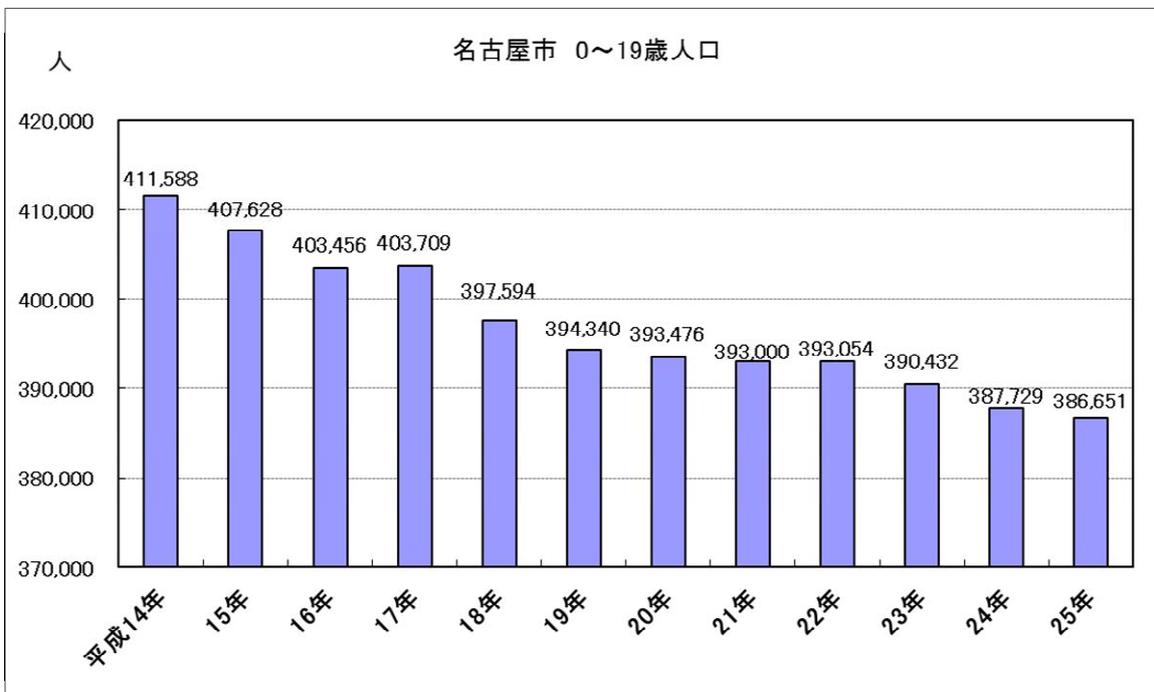
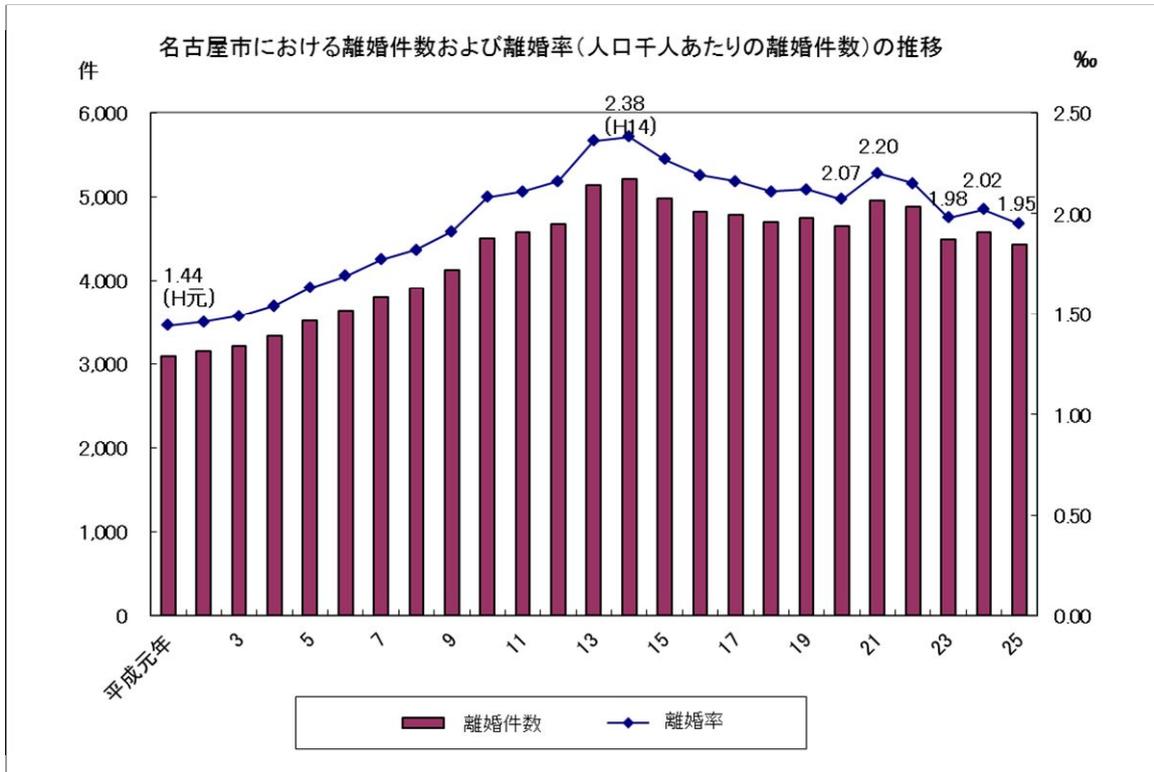
(1) ひとり親家庭等の世帯数（推計）の推移

本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、調査を始めた昭和53年度以降一貫して増え続けてきましたが、平成20年9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査（以下「実態調査」と言います。）」では、母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少していました。平成25年9月に実施した実態調査では、平成20年度と比べ、父子家庭は、167世帯、寡婦は2,593世帯減少していますが、母子家庭は1,421世帯増加しました。

人口動態調査によると、本市における離婚率は、平成元年以降増加を続けていましたが、平成14年度の2.38%をピークに減少傾向に転じ、平成25年度では、1.95%となっています。実数でみると、ピークである平成14年には5,206件であるのに対し、平成25年には4,430件となっています。

また、市内の20歳未満の子どもの数は年々減り続けており、平成14年10月1日現在では411,588人でしたが、平成25年同月には386,651人となっています。



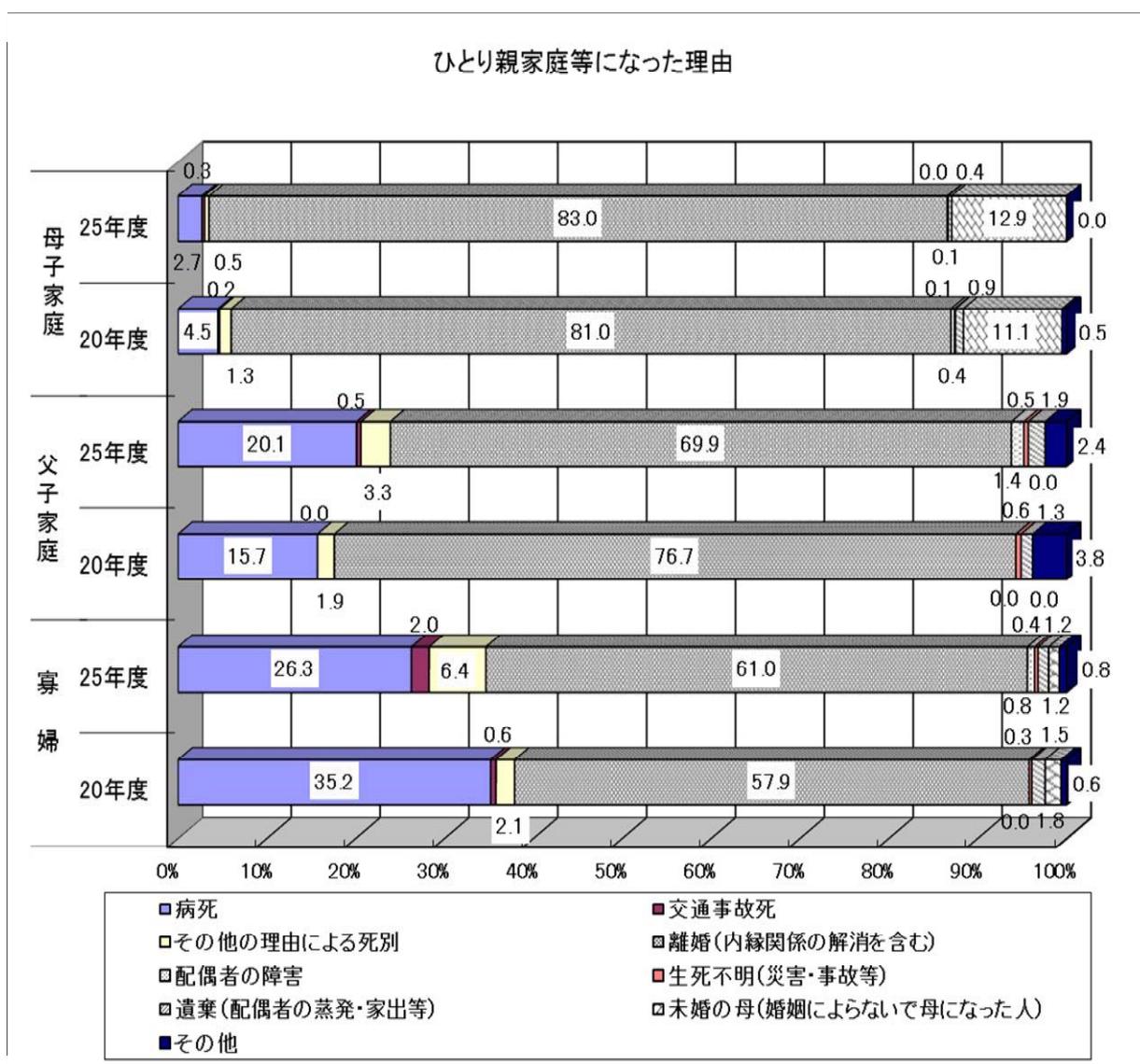


(2) ひとり親家庭等になった理由

ひとり親家庭等になった理由は、「離婚」の占める割合が最も多く、母子家庭 83.0%、父子家庭 69.9%、寡婦 61.0%となっており、平成 20 年 9 月に実施した実態調査（以下「前回調査」と言います。）と比較すると母子家庭が 2.0%、寡婦が 3.1%高く、父子家庭が 6.8%低くなっています。

母子家庭においては、「未婚の母」が 11.1%から 12.9%に増加し、「死別」は 6.0%から 3.5%と低くなっています。平成 15 年度の実態調査の結果（未婚 8.2%、死別 10.0%）と比較すると「未婚の母」の割合が増え、「死別」の割合が減る傾向が続いていることが分かります。

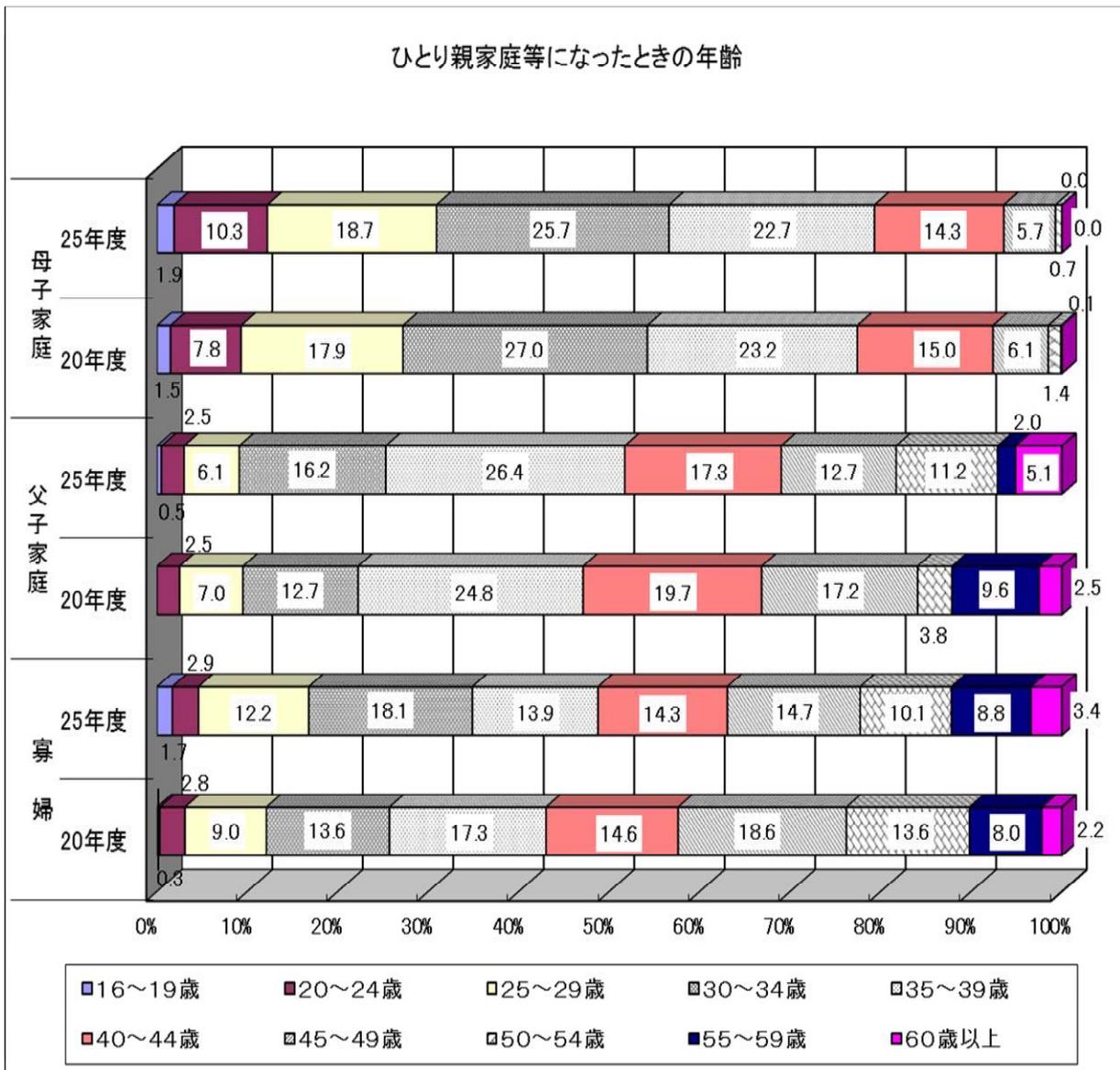
一方、父子家庭においては、「死別」が 17.6%から 23.9%に増加しています。



(3) 母等の年齢など

ひとり親家庭になったときの母等の年齢は、30代の占める割合が母子家庭で48.4%、父子家庭の42.6%と高くなっています。また、母子家庭では前回調査と比べ10代及び20代前半の割合が増えています。10代の61.5%、20代前半の31.0%が、ひとり親家庭になった理由が「未婚の母」となっています。

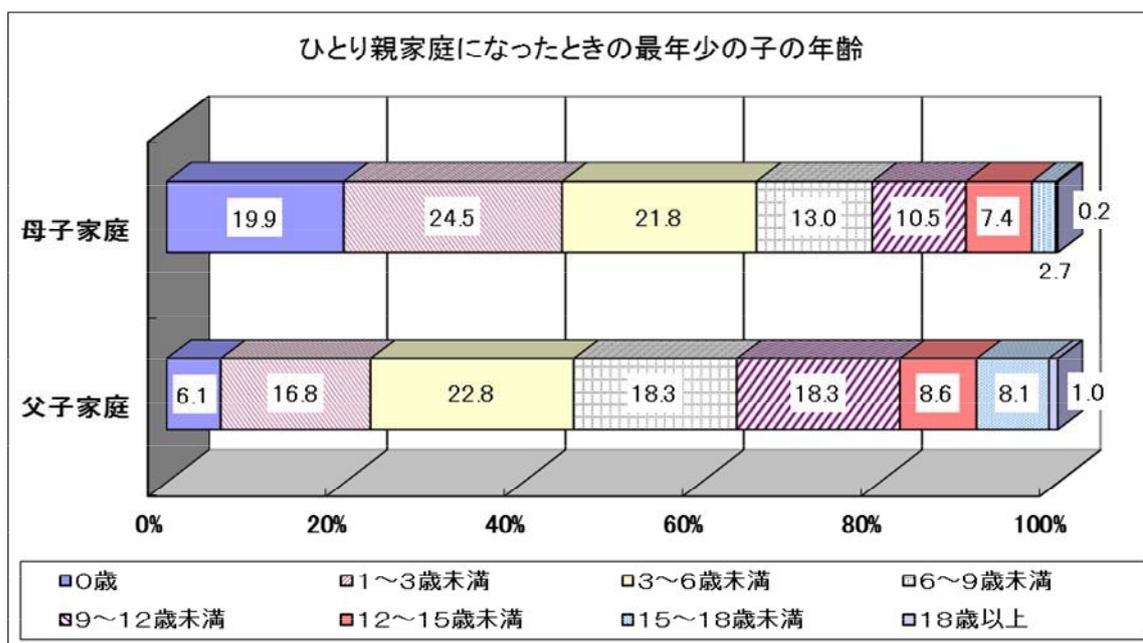
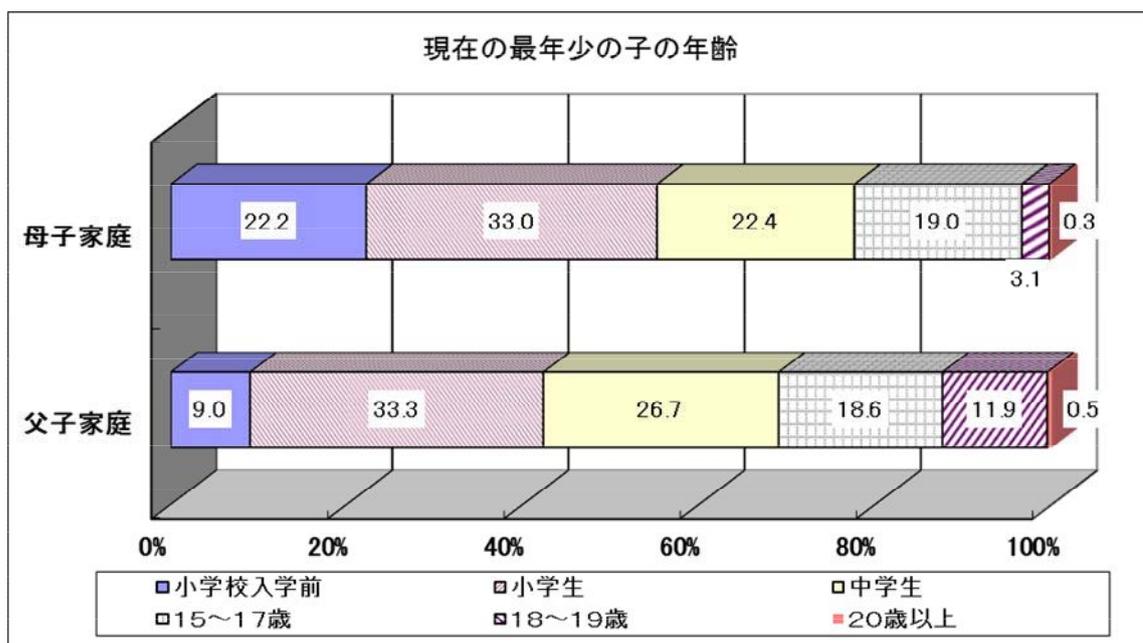
調査時点の平均年齢は母子家庭が40.0歳、父子家庭が46.7歳、寡婦が56.6歳でした。



(4) 子どもの数と年齢

ひとり親家庭における子どもの平均人数は、前回調査に比べ母子家庭では1.74人とかわらず、父子家庭では1.92人と、若干減少しています。調査時点の小学生以下の子どもがいる家庭は、母子家庭が55.2%、父子家庭が42.3%と、父子家庭に比べ母子家庭の割合が高くなっています。

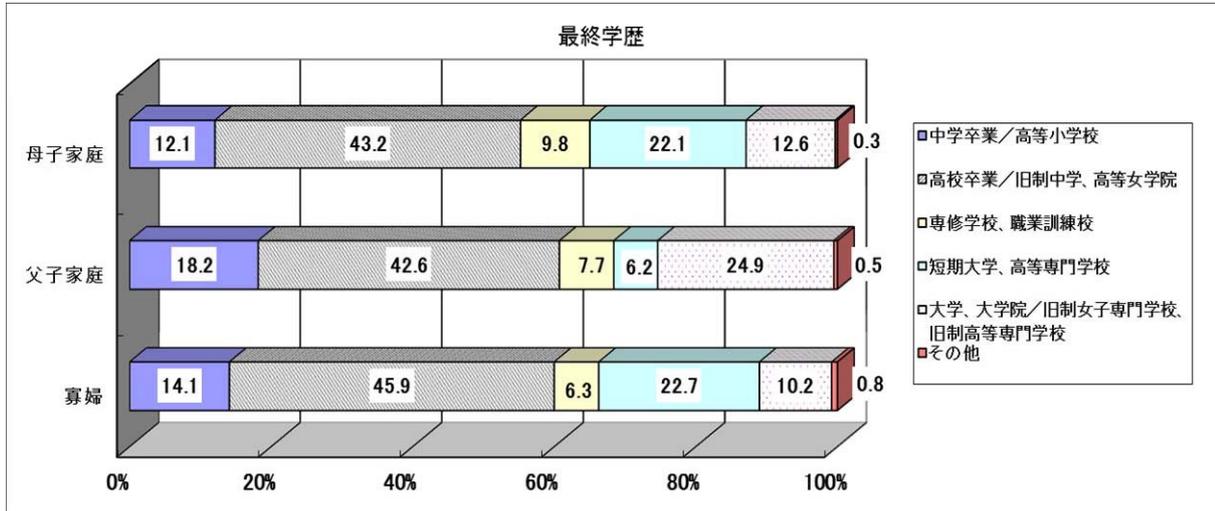
ひとり親家庭になったときの最年少の子が6歳未満であった割合は、母子家庭で66.2%、父子家庭で45.7%であり、前回調査（母子60.3%、父子38.8%）に比べ高くなっています。



(5) 母等の最終学歴

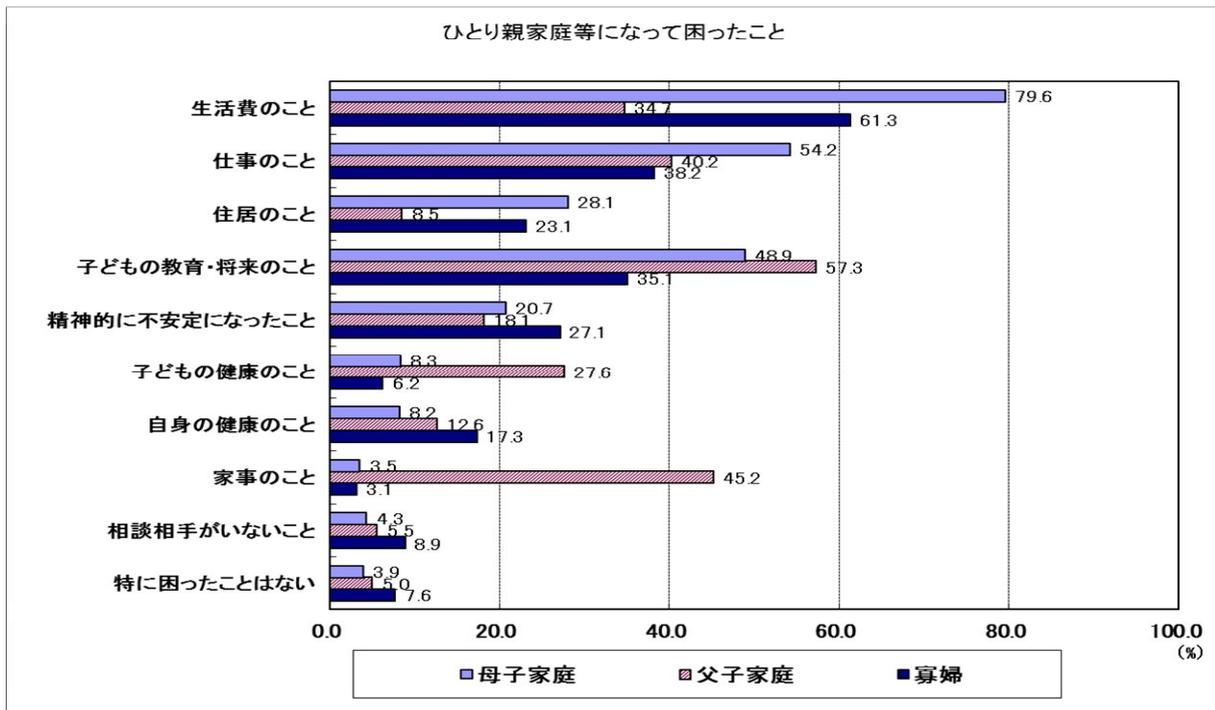
ひとり親家庭の母等の最終学歴は、母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにおいても「高校卒業」が最も多く、次いで、母子家庭及び寡婦では「短期大学等卒業」、父子家庭では「大学等卒業」の順となっています。

最終学歴が、「中学卒業」については、母子家庭は12.1%、父子家庭は18.2%、寡婦は14.1%となっています。

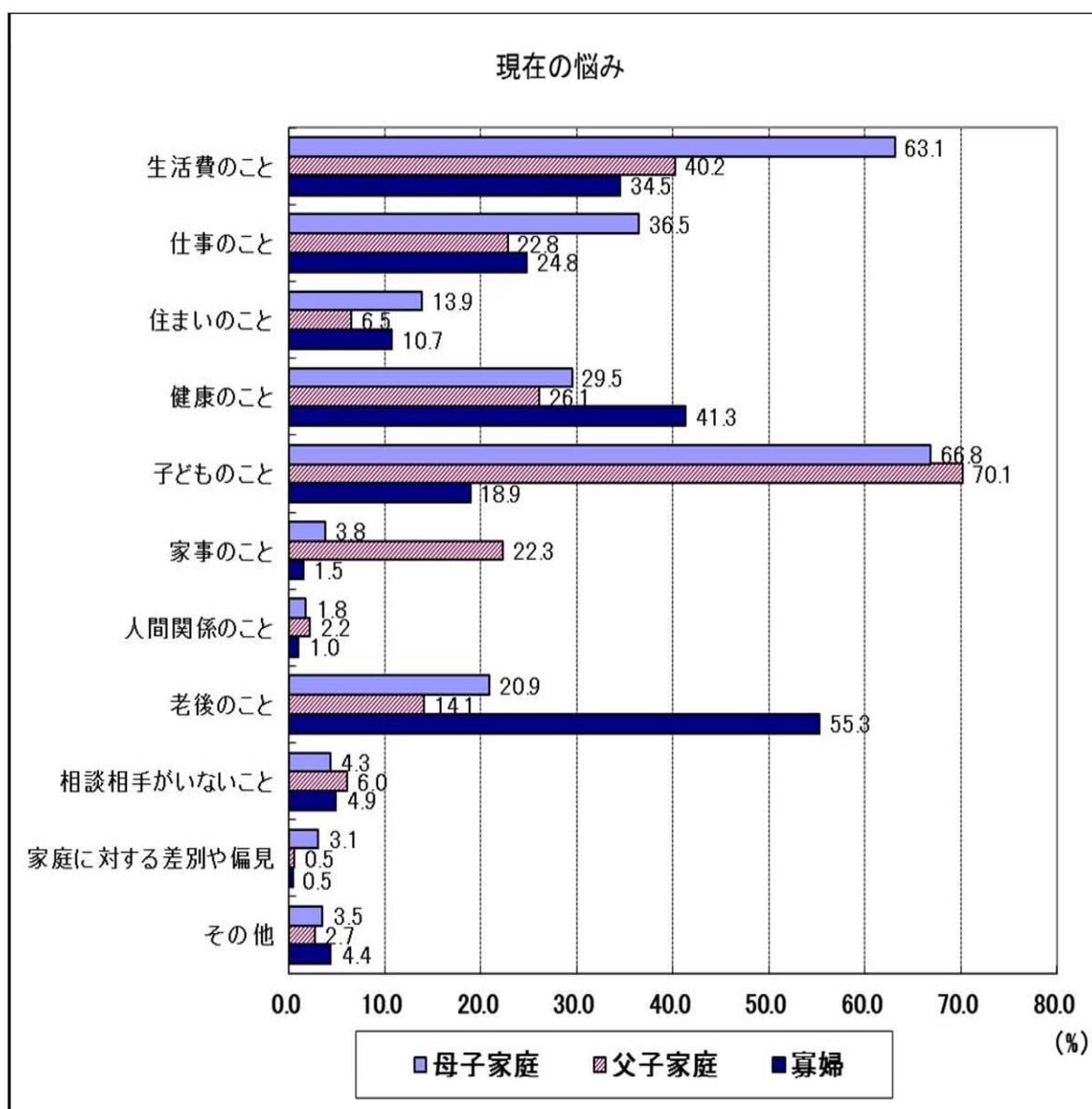


(6) ひとり親家庭等の悩み (なった当時と現在)

ひとり親家庭になった当時に困ったこととして、「生活費のこと」をあげている方は、母子家庭で79.6%、父子家庭で34.7%、寡婦世帯で61.3%と高い割合になっています。「子どもの教育・将来のこと」は、母子家庭、父子家庭ともに上位にあがっています。それ以外では、母子家庭が「仕事のこと」を、父子家庭では「家事のこと」をあげる方が多くなっています。



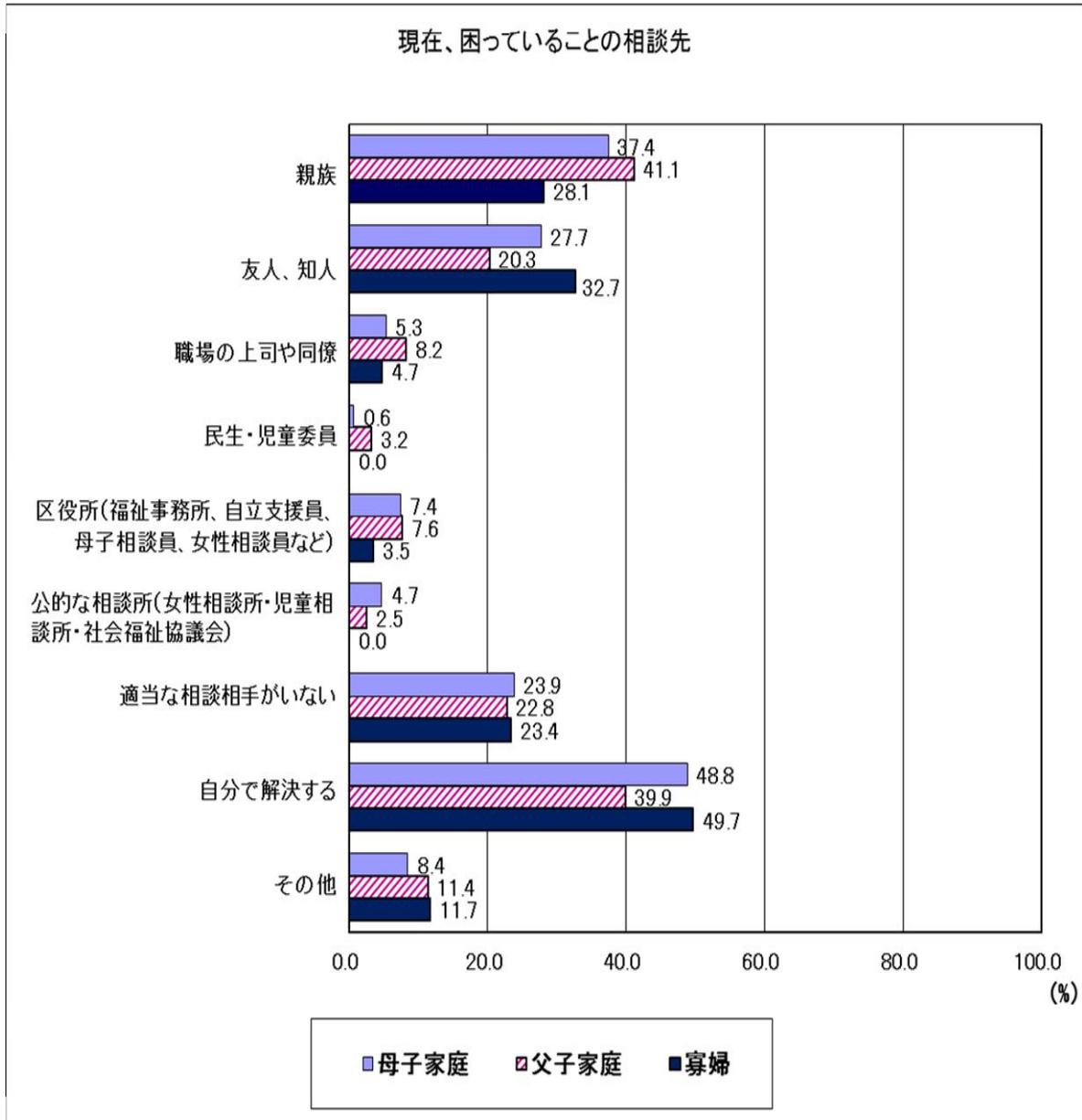
現在の悩みとしては、「子どものこと」について悩む方の割合が、前回調査に比べ母子家庭が56.4%から66.8%に、父子家庭が60.2%から70.1%に増えて最も高くなっています。それ以外では「生活費のこと」、「仕事のこと」が上位にあがっていますが、父子家庭では、「家事のこと」の割合が母子家庭や寡婦に比べ非常に高くなっています。寡婦では「老後のこと」や「健康のこと」を悩む割合が高くなっています。



(7) 相談相手

悩みの相談相手については、「適切な相談相手がない」と回答した方は母子家庭が23.9%、父子家庭が22.8%、寡婦が23.4%となっています。

また「自分で解決する」と回答した方も、母子家庭が48.8%、父子家庭が39.9%、寡婦が49.7%となっています。

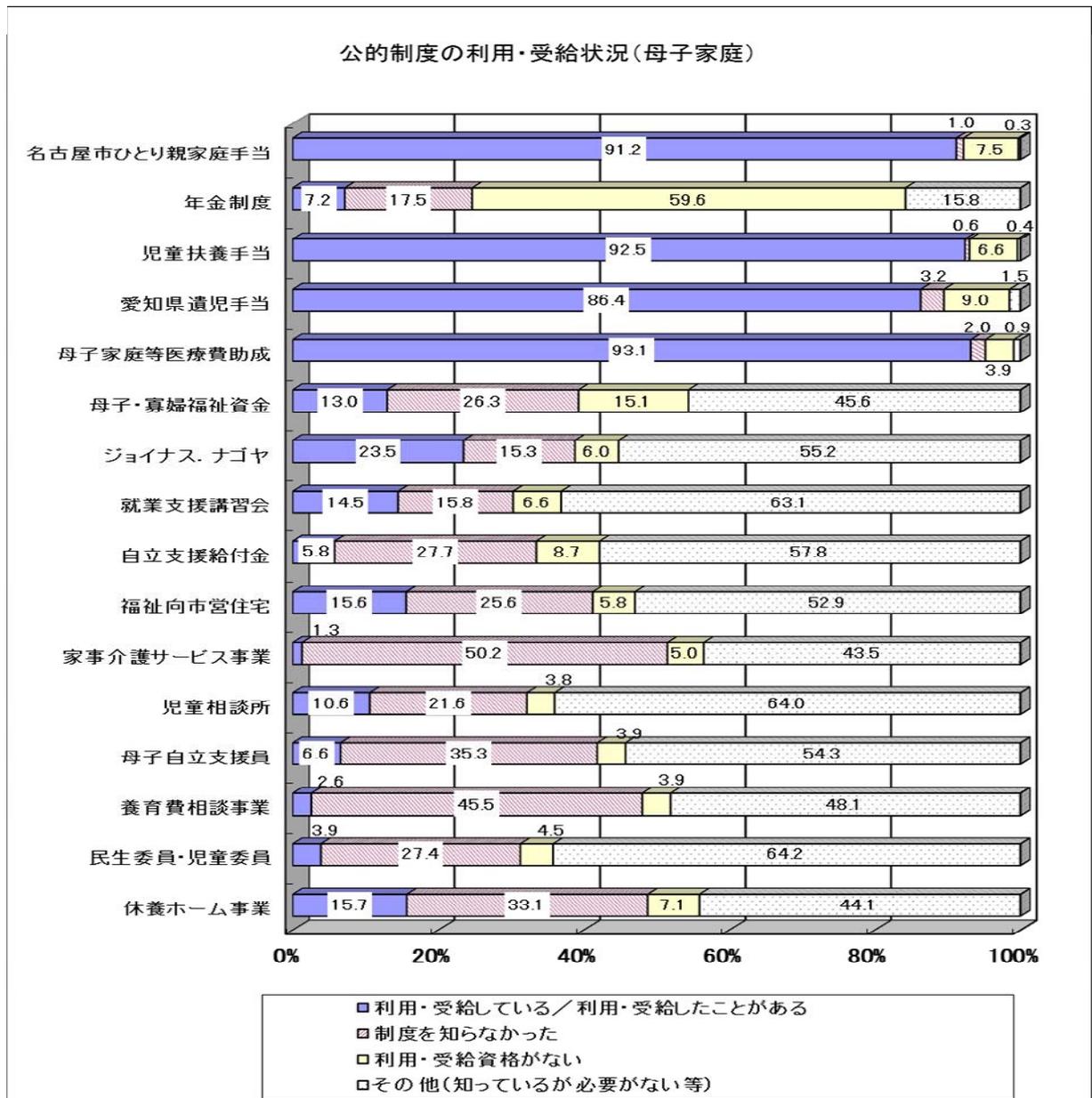


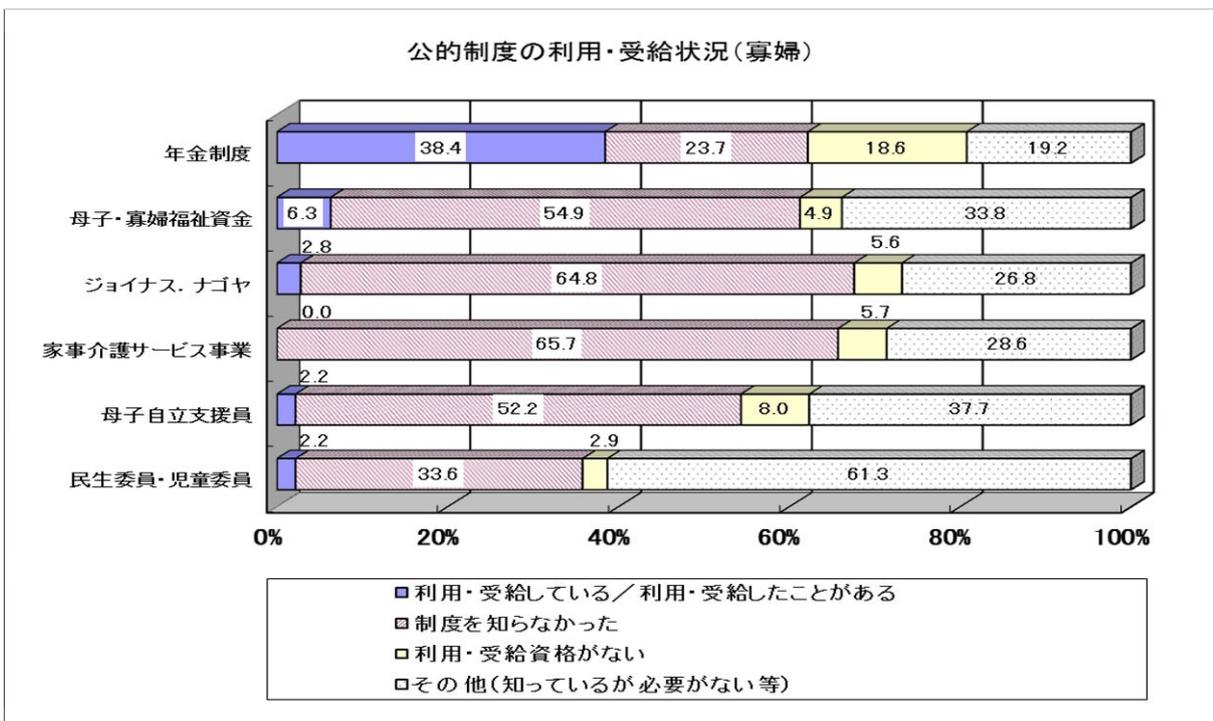
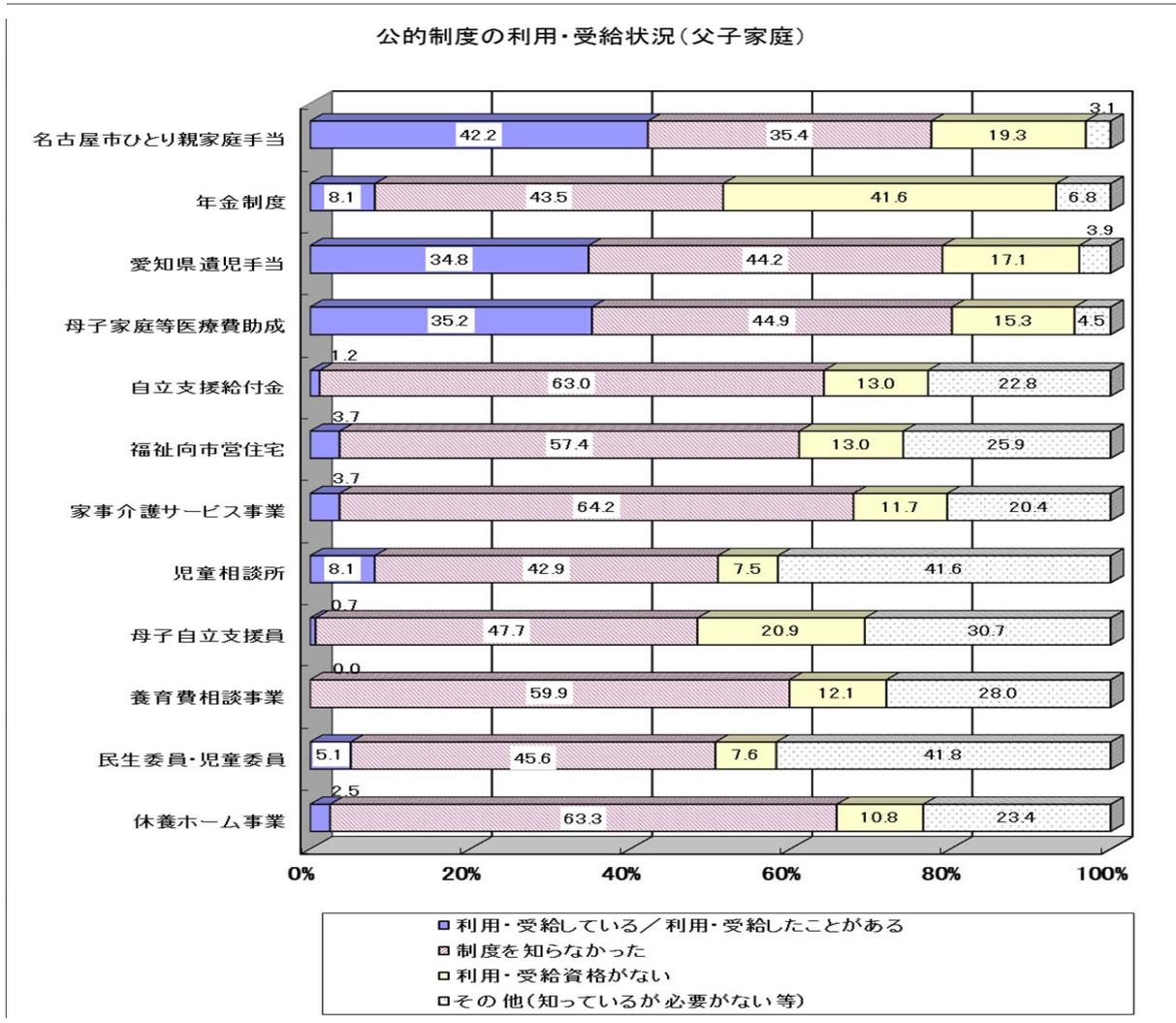
(8) 公的制度の利用・受給状況等

公的制度の利用・受給状況については、母子家庭ではひとり親世帯対象の手当や医療費助成などは、対象となる世帯には100%近く利用・受給されていますが、制度を知らなかったことを理由に利用率が低い事業として、「家事介護サービス事業」が50.2%、「養育費相談事業」が45.5%となっています。

父子家庭では、母子家庭と比較すると全体的に事業の利用・受給状況は低い状態にあります。「制度を知らなかった」と回答している方の割合は、前回調査と比べれば減ってはいるものの、母子家庭と比べると全体的に高くなっています。寡婦も父子家庭と同様、「制度を知らなかった」と回答している方の割合が高くなっています。

また、本市の施策で期待することは、母子家庭及び父子家庭はともに「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」、「子どもの学習・教育支援」、寡婦は「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」、「住宅対策の充実」の順となっています。

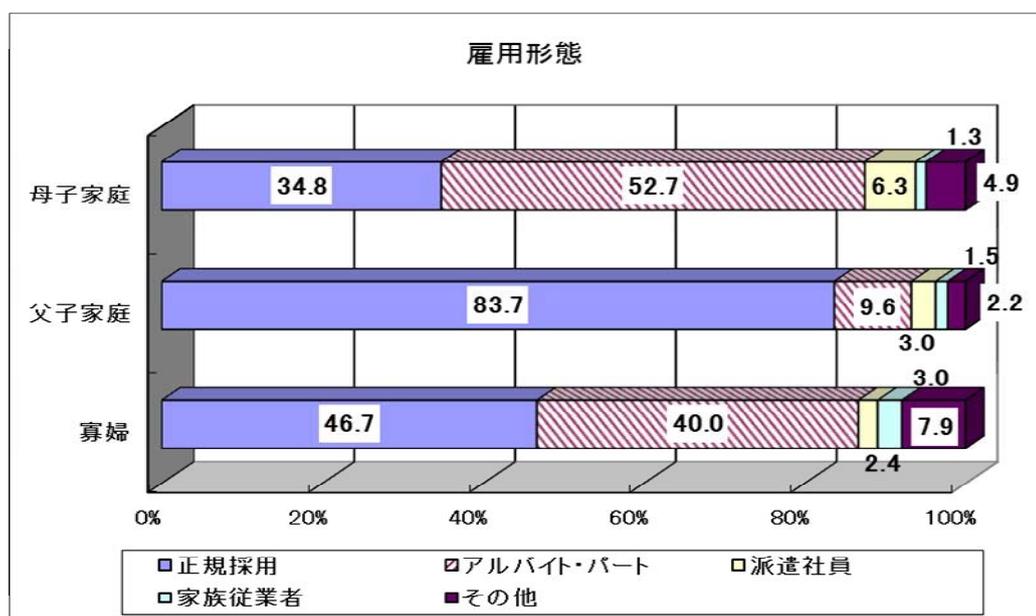
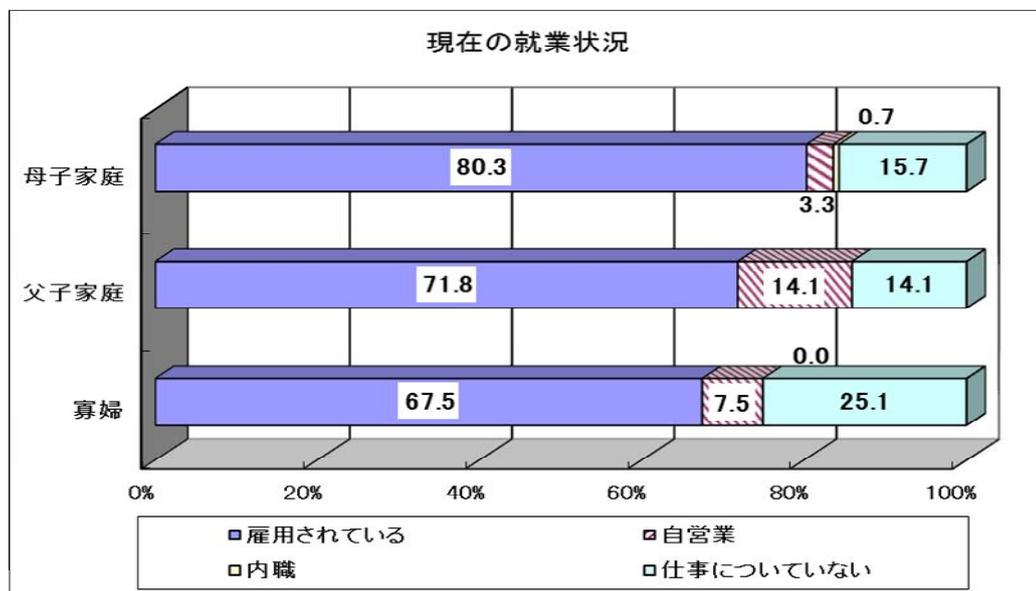




2 就業の状況

(1) 現在の就業状況

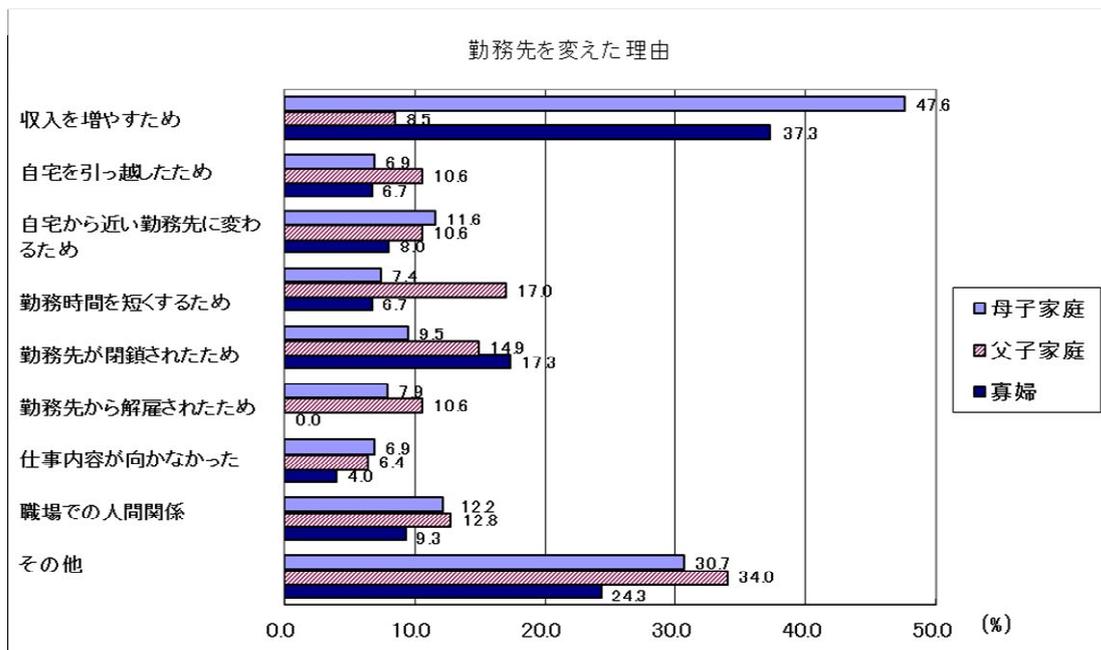
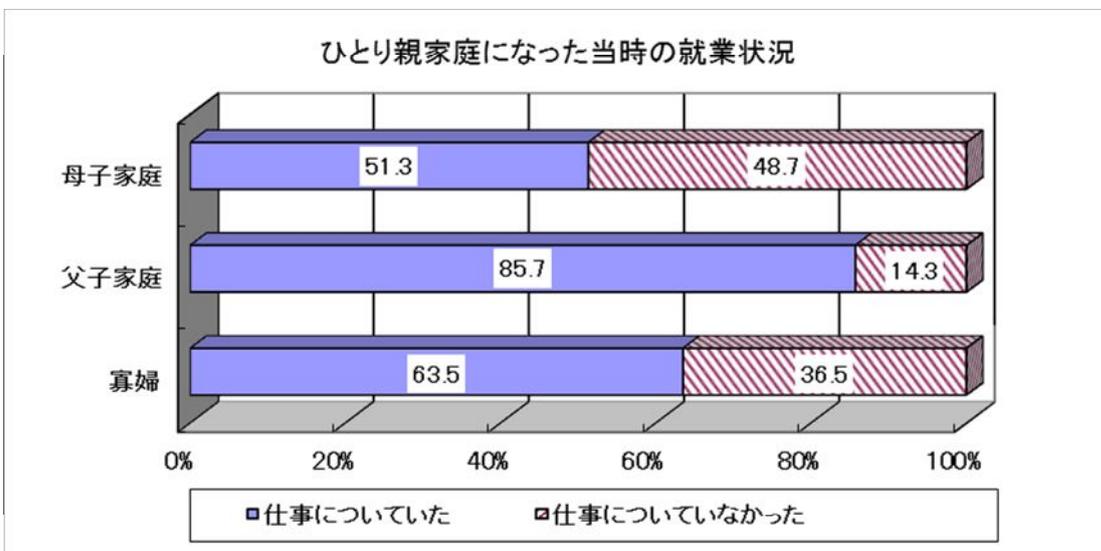
調査時点でのひとり親家庭の母等の就業率は、母子家庭で 84.3%、父子家庭では 85.9%、寡婦では 75.0%となっています。本市が平成 25 年度に子育て家庭を対象として実施した「子ども・子育て家庭意識・生活実態調査」によれば、18 歳未満の子どもがいる家庭において母親が就業している割合は 54.1%となっており、母子家庭の母親が生活のために働き手となっている現状が分かります。また、雇用されている方のうち正規雇用の割合は父子家庭が 83.7%であるのに対し、母子家庭は 34.8%、寡婦は 46.7%となっており、いずれも前回調査（母子 39.4%、父子 88.5%、寡婦 48.5%）から減少しています。



(2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況

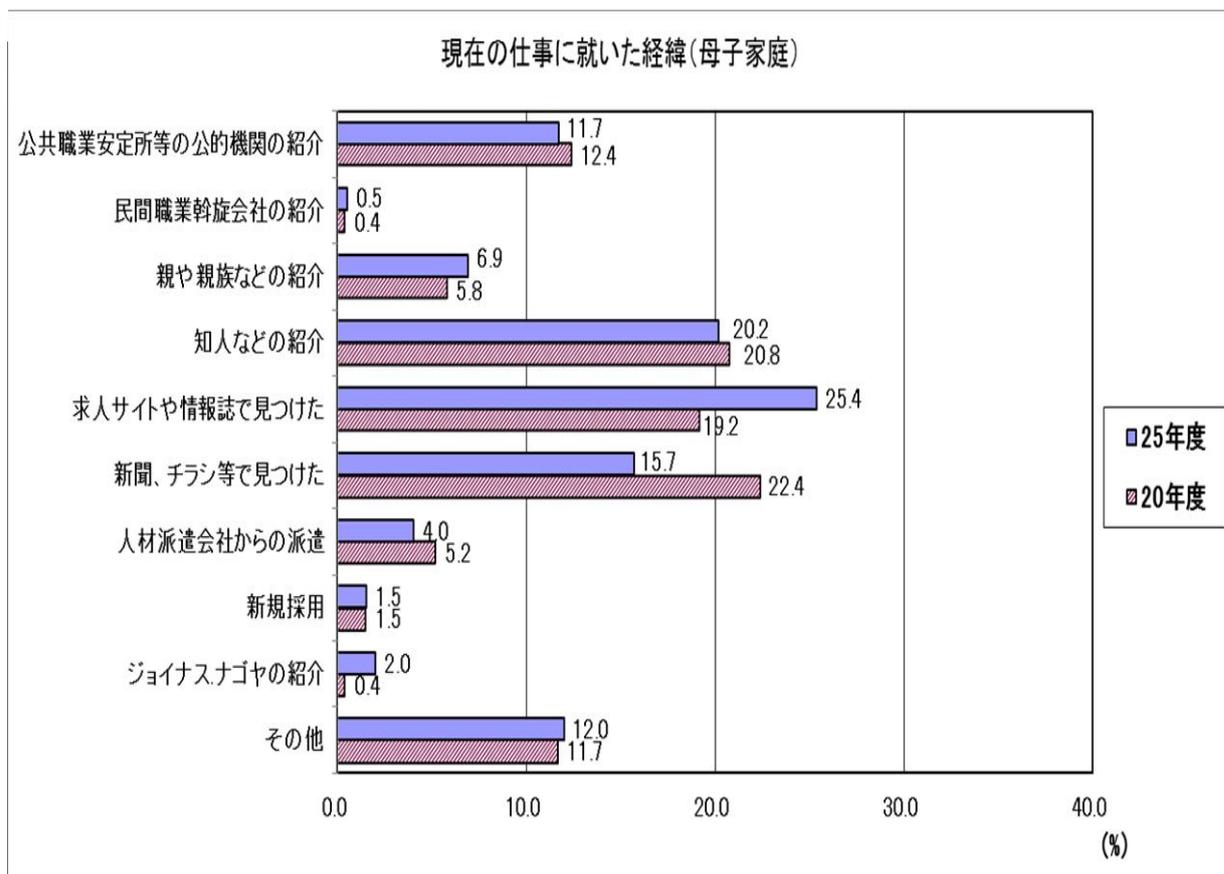
母子家庭になった当時の就業状況について、「仕事についていた」は51.3%となっており、現在の母子家庭の就業率（84.3%）と比べ、3割以上低くなっています。父子家庭の就業率は85.7%で、これは現在の就業率（85.9%）とほぼ同じです。

ひとり親家庭になる以前から就いていた仕事を継続している方の割合は、母子家庭では41.4%、父子家庭では68.7%、寡婦では44.7%となっています。勤務先や雇用形態を変えた方の理由としては、母子家庭では「収入を増やすため」が47.6%と突出しており、父子家庭においては、「勤務時間を短くするため」が多く（17.0%）なっています。



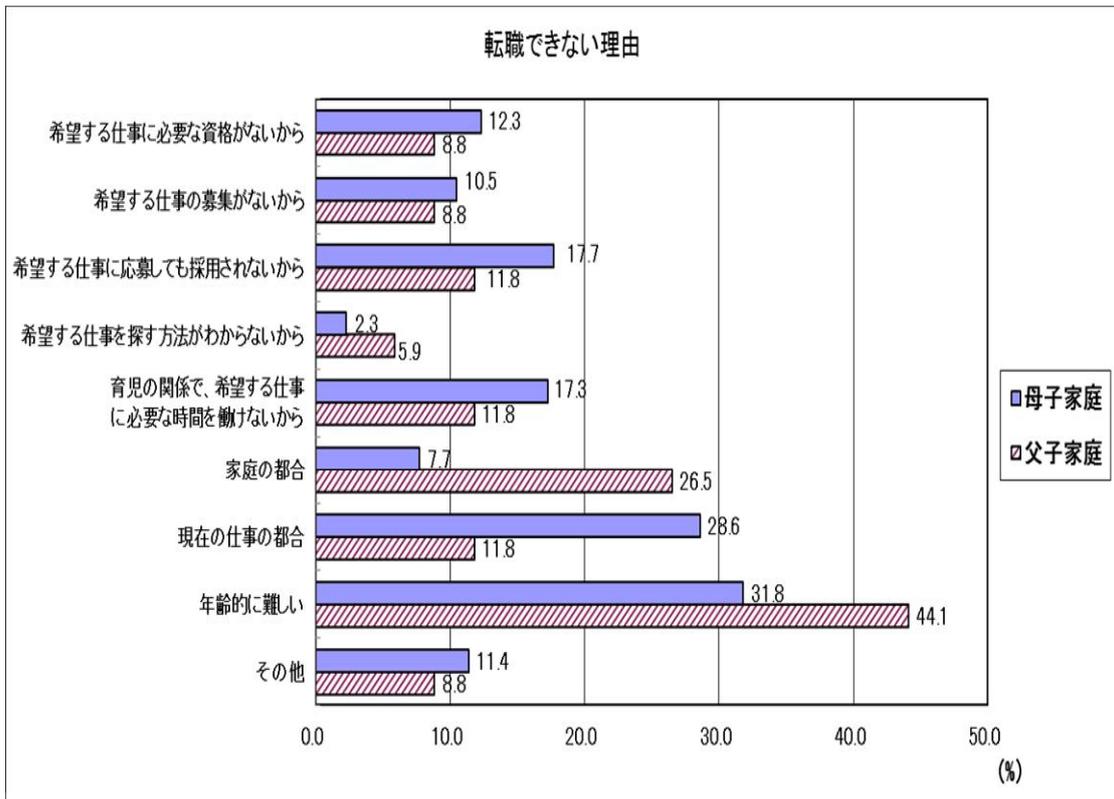
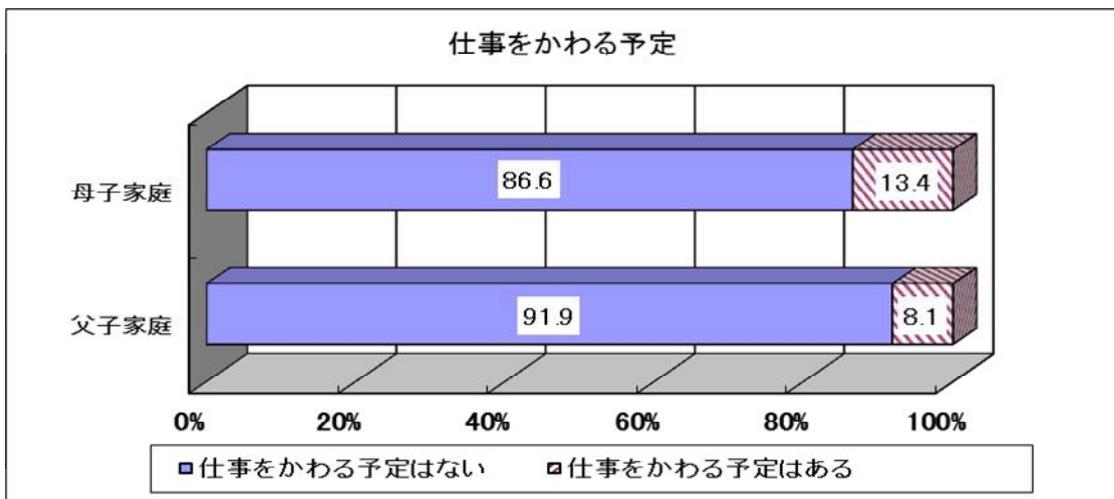
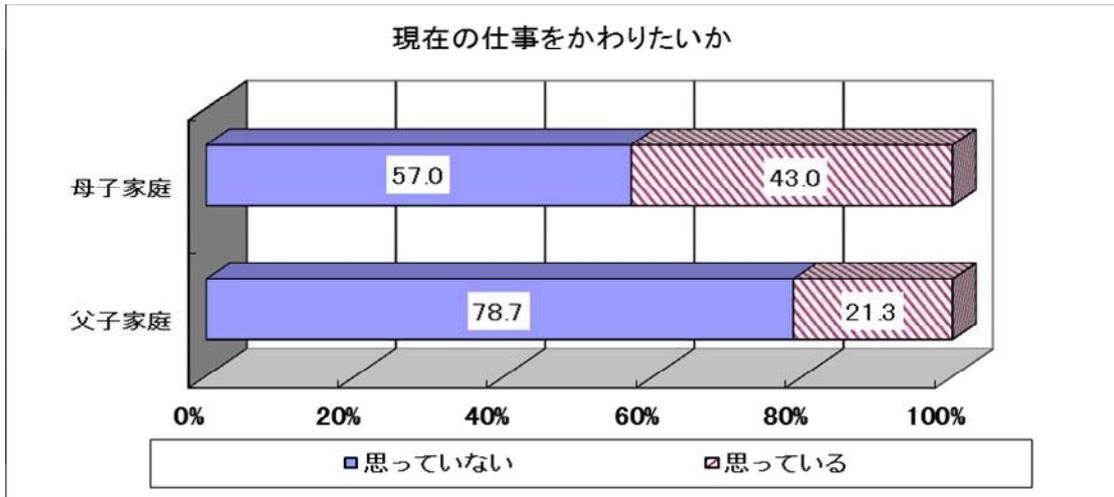
(3) 現在の仕事に就いた経緯

仕事に就いた経緯については、母子家庭では「求人サイトや情報誌で見つけた」が25.4%で前回調査（19.2%）から増加しているのに対し、「新聞、チラシ等で見つけた」は15.7%で前回調査（22.4%）より減少しています。また、「ジョイナス、ナゴヤの紹介」は2.0%と、前回調査（0.4%）よりは増加していますが、あまり高くはありません。



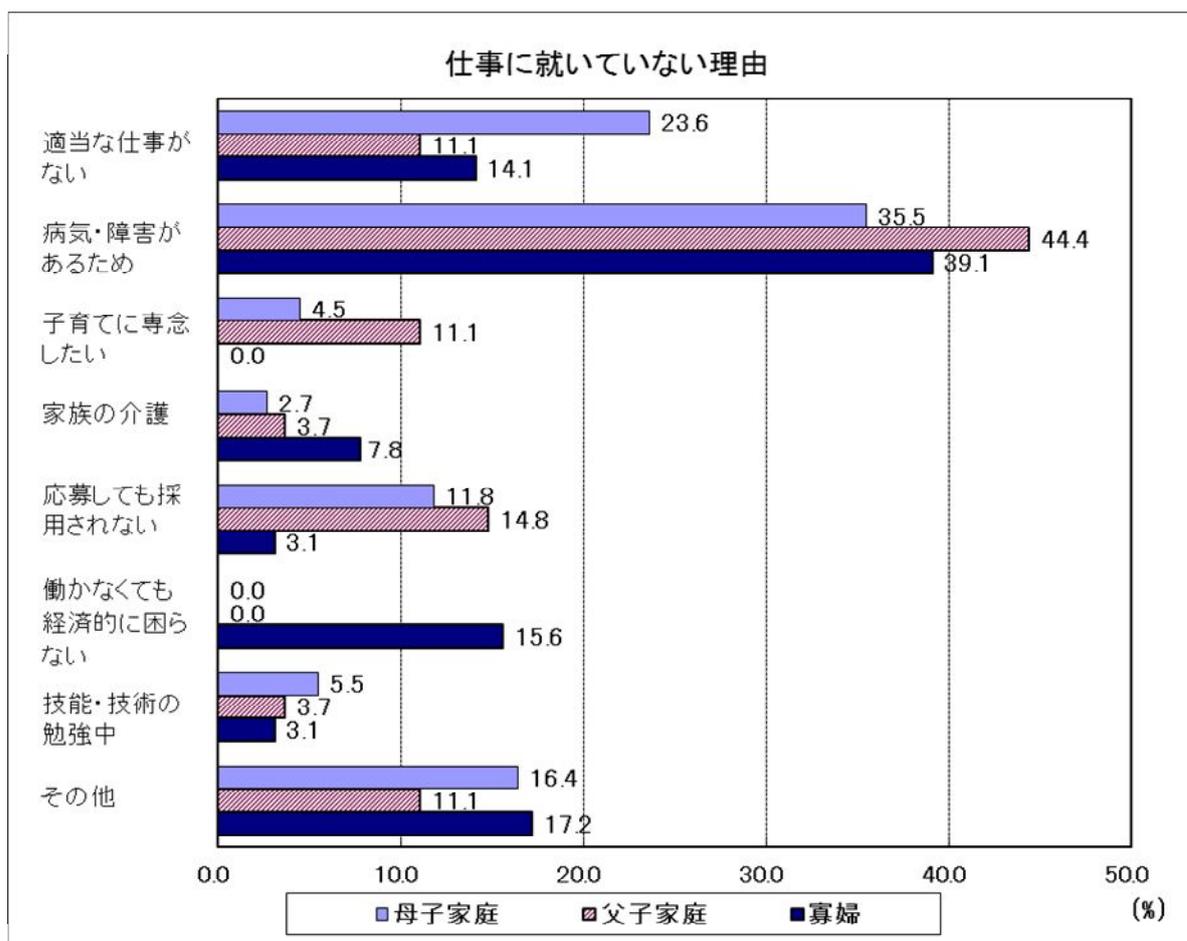
(4) 転職の希望

現在の仕事をかわりたいと思っている方は、母子家庭で43.0%、父子家庭で21.3%となっていますが、その理由として共通しているのは、「収入が少ないため」で、母子家庭では55.6%、父子家庭では36.1%となっています。しかし実際に転職の予定がある方は、母子家庭で13.4%、父子家庭で8.1%と極めて少なくなっています。転職の予定がない方に転職できない理由を尋ねたところ、「年齢的に難しい」が母子家庭（31.8%）、父子家庭（44.1%）ともに最も高くなっていますが、母子家庭では次いで「現在の仕事の都合」(28.6%)、「希望する仕事に応募しても採用されないから」(17.7%)、「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けないから」(17.3%)、「希望する仕事に必要な資格がないから」(12.3%)の順になっています。



(5) 仕事に就いていない理由

現在、仕事に就いていない方は母子家庭で 15.7%、父子家庭で 14.1%、寡婦で 25.1%であり、最も多い理由としては、いずれも「病気・障害があるため」となっていますが、「適当な仕事がない」、「応募しても採用されない」なども多くなっています。



3 収入の状況

母子家庭の年間総収入は、「100万円～200万円未満」が29.9%、「200万円～300万円未満」(29.8%)、「300万円～400万円未満」(14.2%)の順となっています。

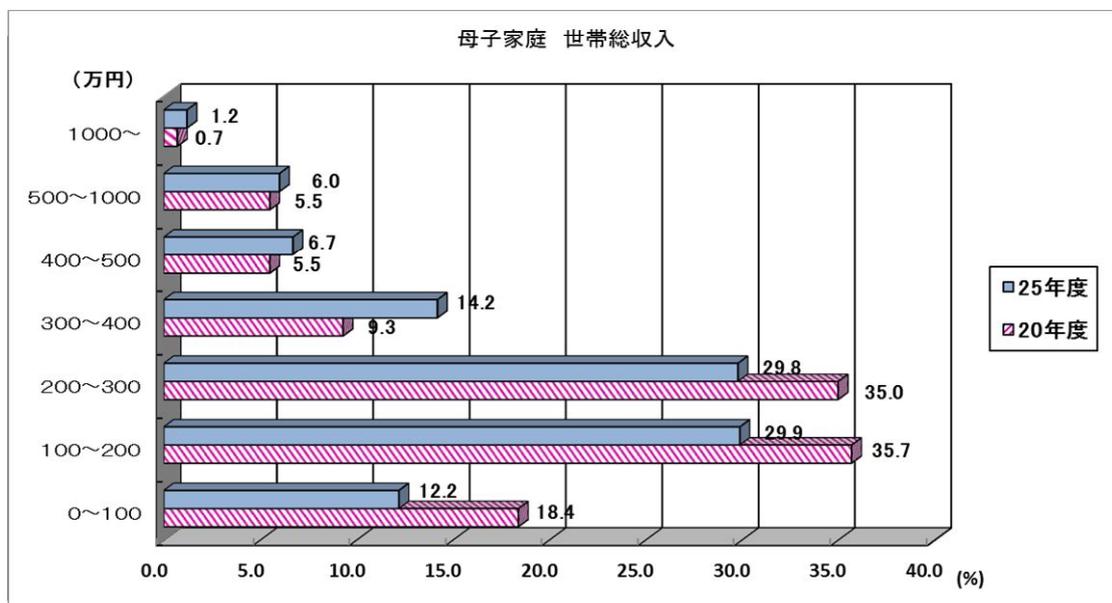
「0万円～100万円未満」は前回調査の18.4%から今回調査では12.2%と6.2ポイント、「100万円～200万円未満」は前回調査の35.7%から今回調査では29.9%と5.8ポイント減少しています。

母子世帯では300万円未満が全体の約7割(71.9%)を占めており、父子世帯(30.3%)、寡婦世帯(41.1%)と比べて、収入の低い世帯の割合が多くなっています。

母子家庭の世帯の年間総収入の平均は249.1万円となり、前回調査とくらべると21.8万円増加していますが、全世帯の平均年収537.2万円(平成25年国民生活基礎調査による)と比較すると5割弱の年収となっており、81.2%が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。平成25年国民生活基礎調査でも、「大変苦しい」又は「やや苦しい」と答えている方の割合は、全世帯では59.9%となっているのに対して、母子家庭では84.8%となっています。

なお、国民生活基礎調査では相対的貧困率についても報告されていますが、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、大人が二人以上の世帯では12.4%となっているのに対し、大人が一人の世帯では54.6%に跳ね上がっています。

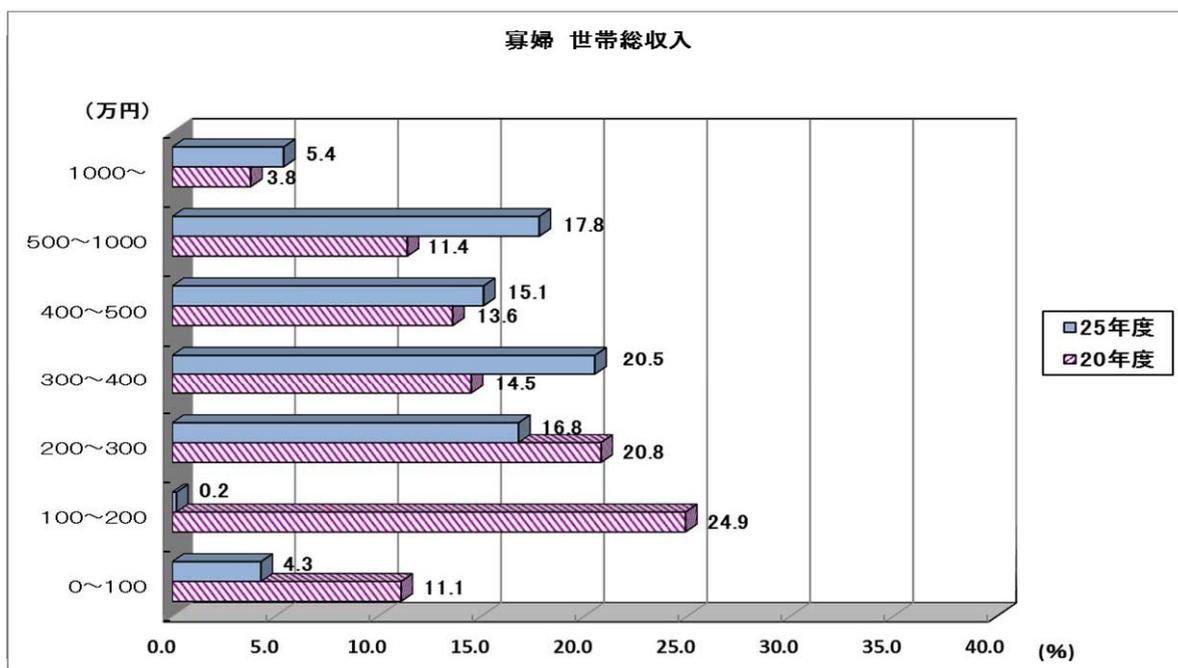
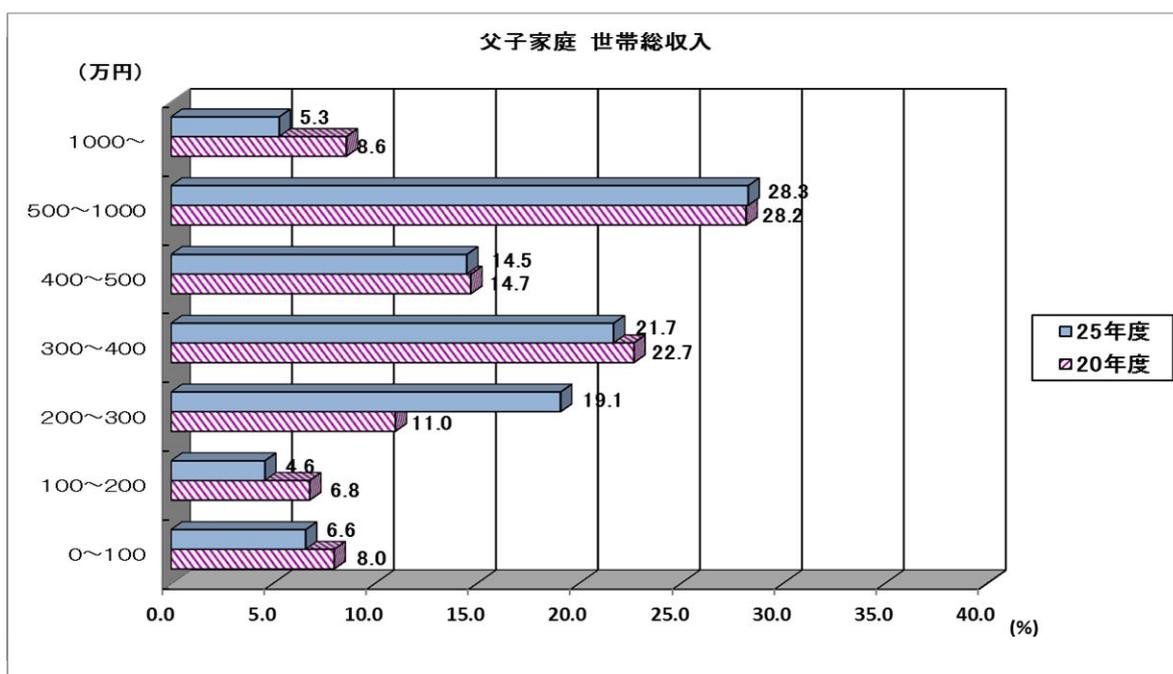
また、収入の内訳では、母子家庭の母親の就労収入の平均は154万円と前回調査より30万円近く減っています。これは正規雇用が減ってパート、アルバイトなど非正規雇用が増えていることによるものと考えられますが、実際に就労収入の平均額を比較してみると、正規雇用は233万円で、パート・アルバイトは118万円と大きな差が生じており、この差はそのまま世帯の総収入の差となっています(正規雇用315万円、パート・アルバイト201万円)。

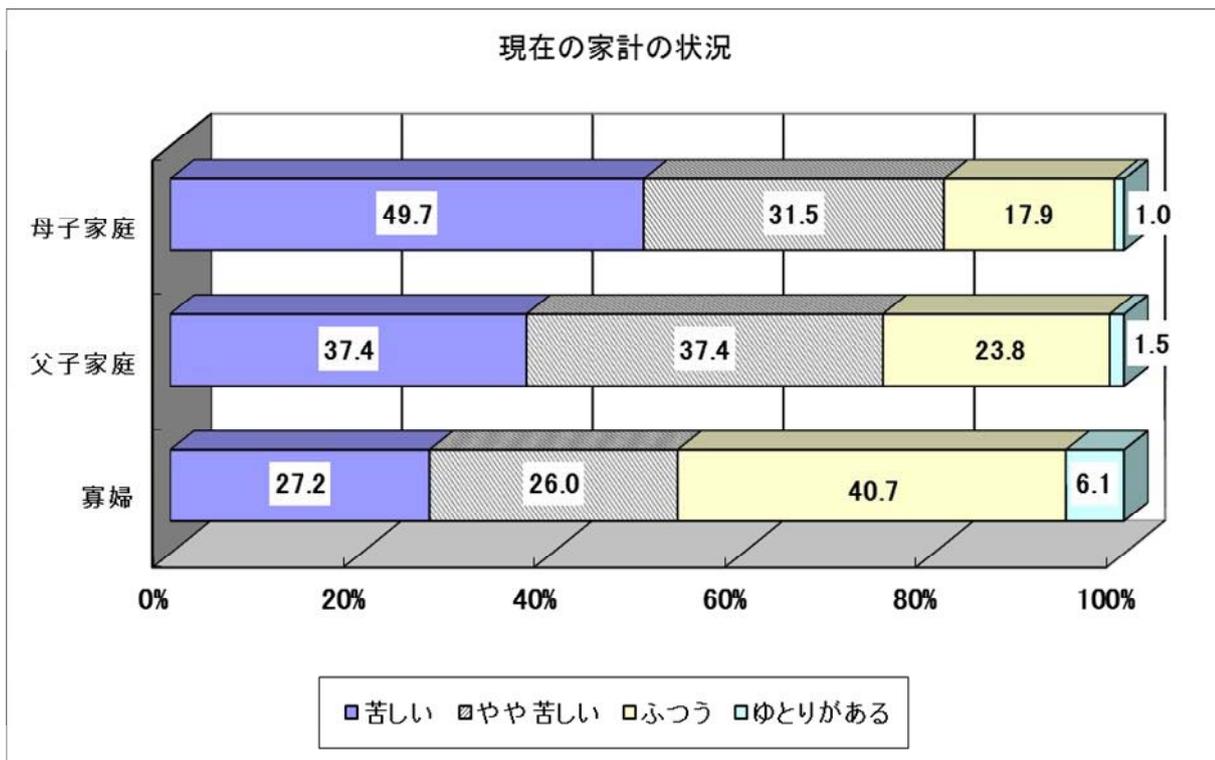


父子家庭の平均年収は 445.9 万円と、母子家庭と比べると高い水準になっていますが、前回調査と比較すると 36.2 万円減少しており、74.8%の方が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

収入分布を見ると、前回調査に比べ 200 万円未満の世帯が減り、特に 200 万円から 300 万円の層が大きく増加しています。

寡婦においては、平均年収は 398.1 万円で、前回調査と比較すると 69.0 万円増加していますが、53.2%が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

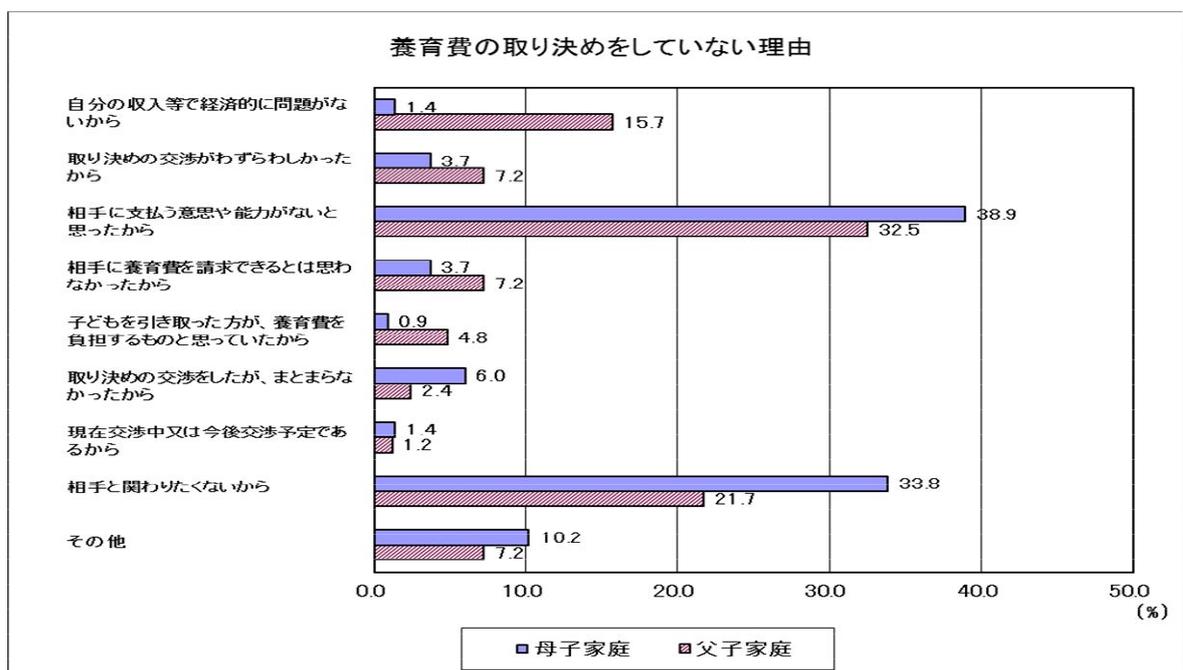
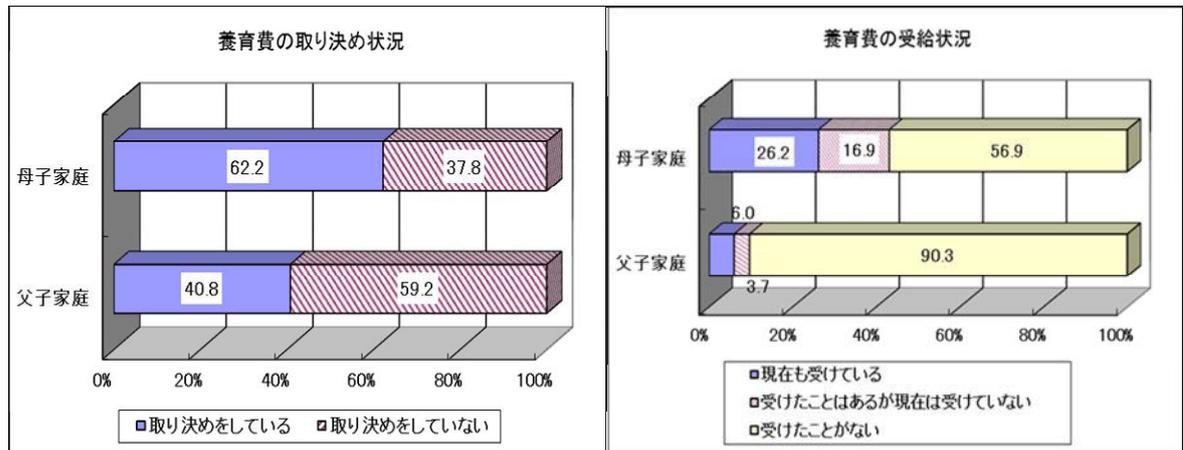




4 養育費の状況

離婚時に養育費について取り決めをしている方は、母子家庭では 62.2%、父子家庭では 40.8%と前回調査よりいずれも高くなっています。平成 23 年の国の調査と比べてもいずれも 20%以上高くなっています。取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が、母子で 38.9%、父子で 32.5%、「相手と関わりたくないから」が、母子で 33.8%、父子で 21.7%と高い割合となっています。実際に養育費を受け取っている割合は前回と比べ少し高くなっているものの、依然低い状態にあり、母子家庭で 26.2%、父子家庭では 6.0%となっています。

養育費の取り決めをしている場合でも、お互いの協議で取り決めたものの文書や記録がない場合は、公正証書を作成した場合や、家庭裁判所の調停・審判により取り決めた場合などと比較すると、実際には受け取っていない割合が高く（母子 47.9%、父子 83.8%）なっています。



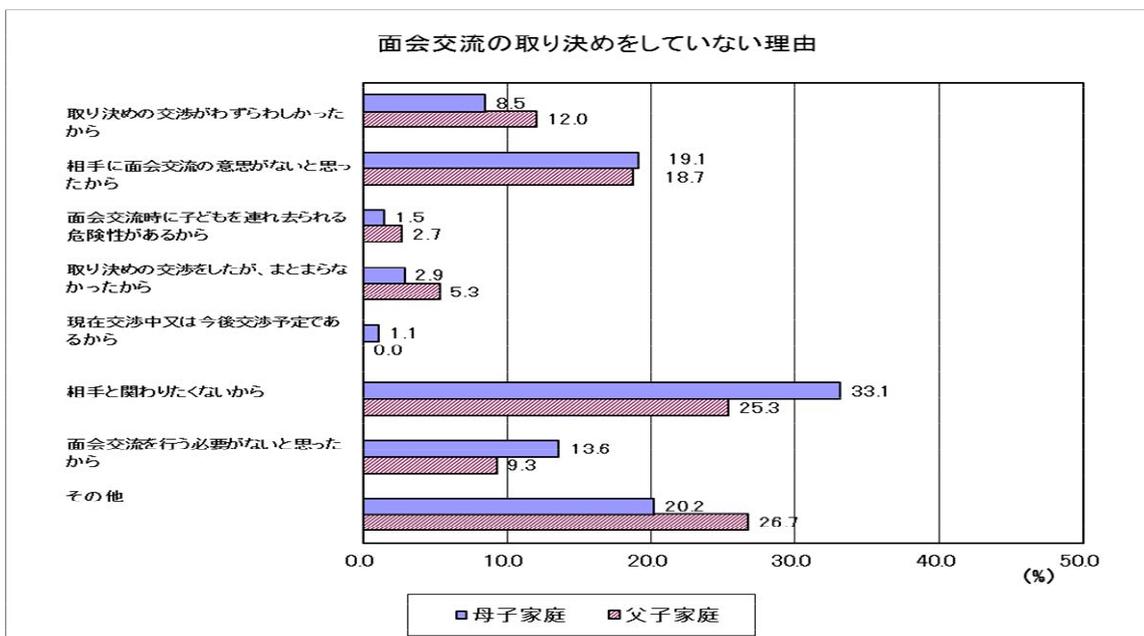
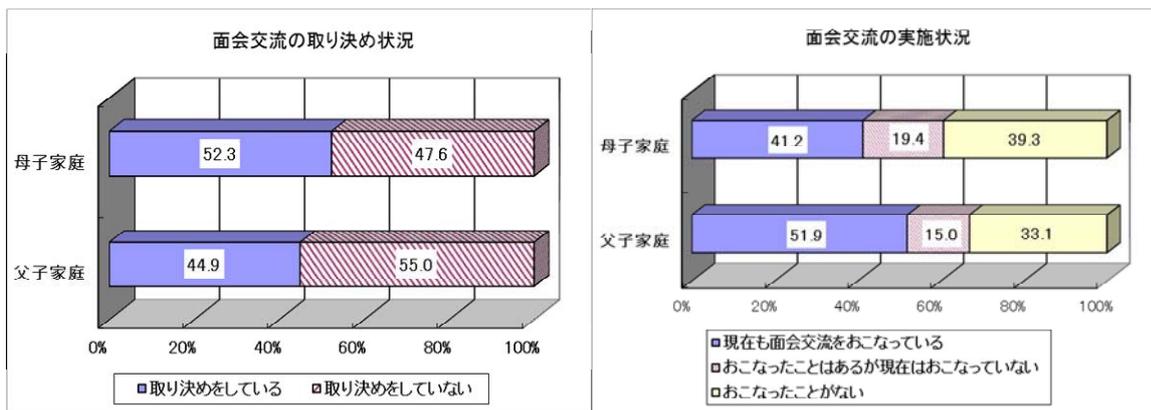
5 面会交流の状況

面会交流の取り決めをしている方は、母子家庭では52.3%となっています。また、取り決めをしていない理由として、「相手と関わりたくないから」が33.1%、「相手に面会交流の意思がないと思ったから」が19.1%と高い割合となっています。

父子家庭においては、取り決めをしている方は、44.9%となっています。また、取り決めをしていない理由としては、母子家庭と同様に、「相手と関わりたくないから」が25.3%、「相手に面会交流の意思がないと思ったから」が18.7%と高い割合となっています。

また、面会交流の実施状況は、「現在も面会交流をおこなっている」方が父子家庭の51.9%に対し、母子家庭では41.2%と低くなっています。

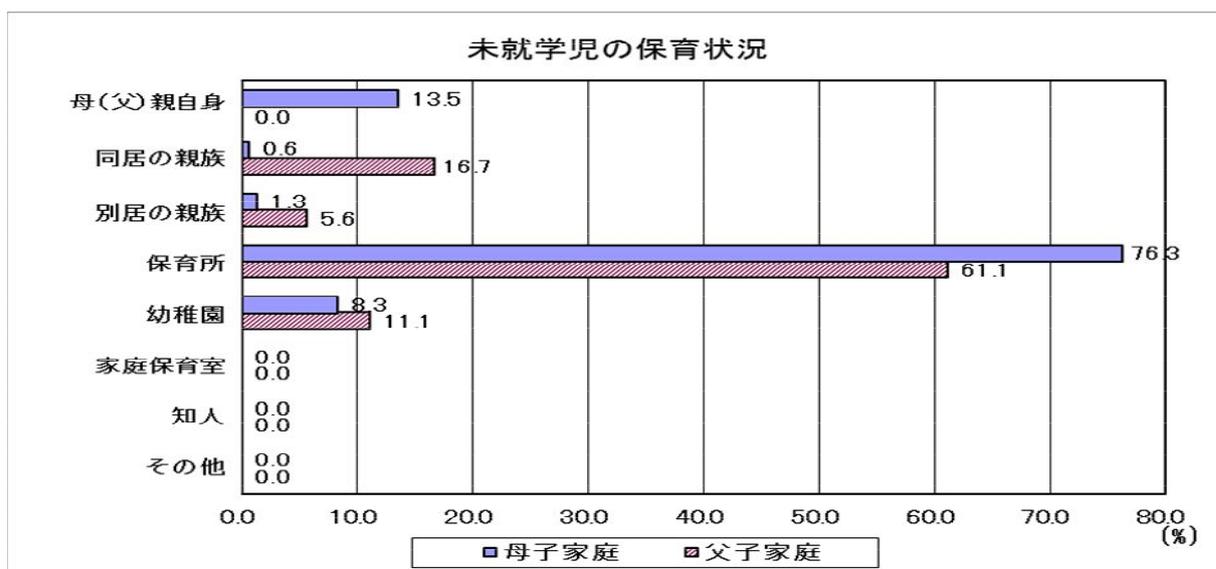
なお、養育費と面会交流との関係では、養育費の取り決めをしていない場合、面会交流についても取り決めをしていない割合が高く（母子81.6%、父子78.3%）なっています。また、養育費を現在も受け取っている場合は、面会交流が続いている割合が高く（母子69.1%、父子75.0%）なっています。



6 子どもの状況

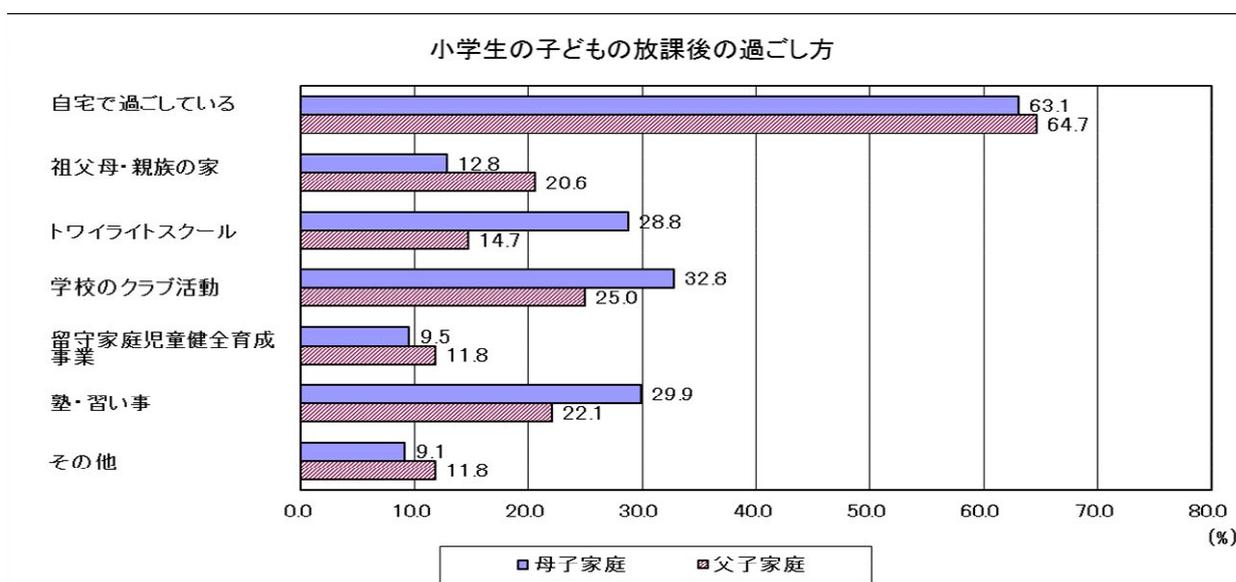
(1) 保育・放課後の状況

就学前の子どもがいる家庭では、母子家庭、父子家庭ともにその多くが保育所を利用してはいますが、母子家庭の13.5%は母親自身で保育していると回答しています。



小学生の子ども放課後の過ごし方は、自宅で過ごしていることが最も多く、母子家庭では63.1%、父子家庭では64.7%となっています。

また、塾や習い事で過ごしている子どもの割合は母子家庭で29.9%、父子家庭で22.1%となっており、平成25年度に実施した「子ども・子育て家庭意識・生活実態調査」での調査結果（小学生の69.7%が習い事で過ごしている）と比較すると、非常に少ない状況にあることがわかります。



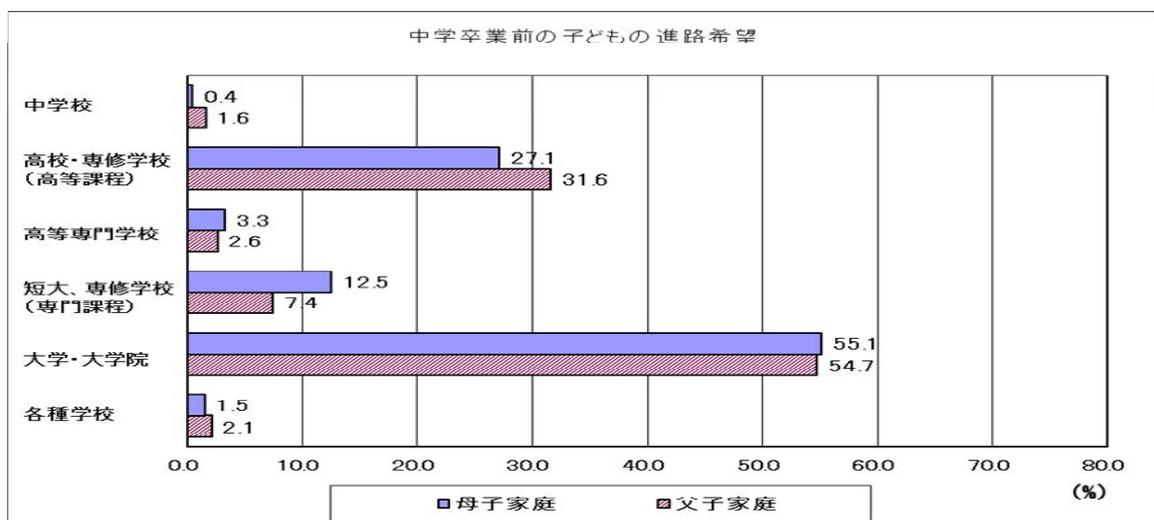
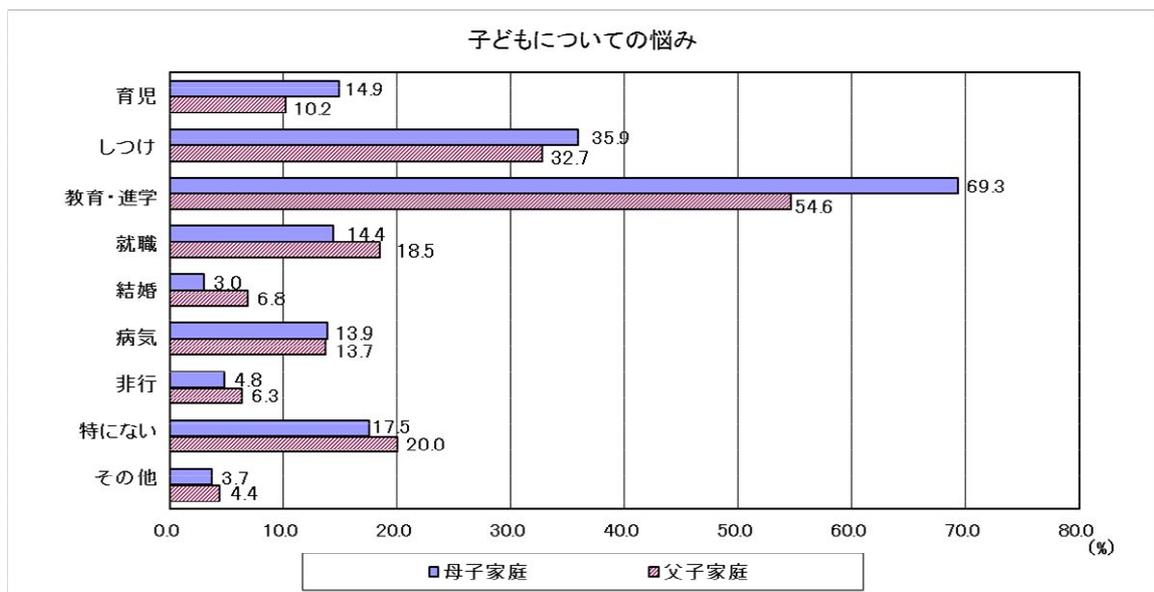
(2) 修学状況

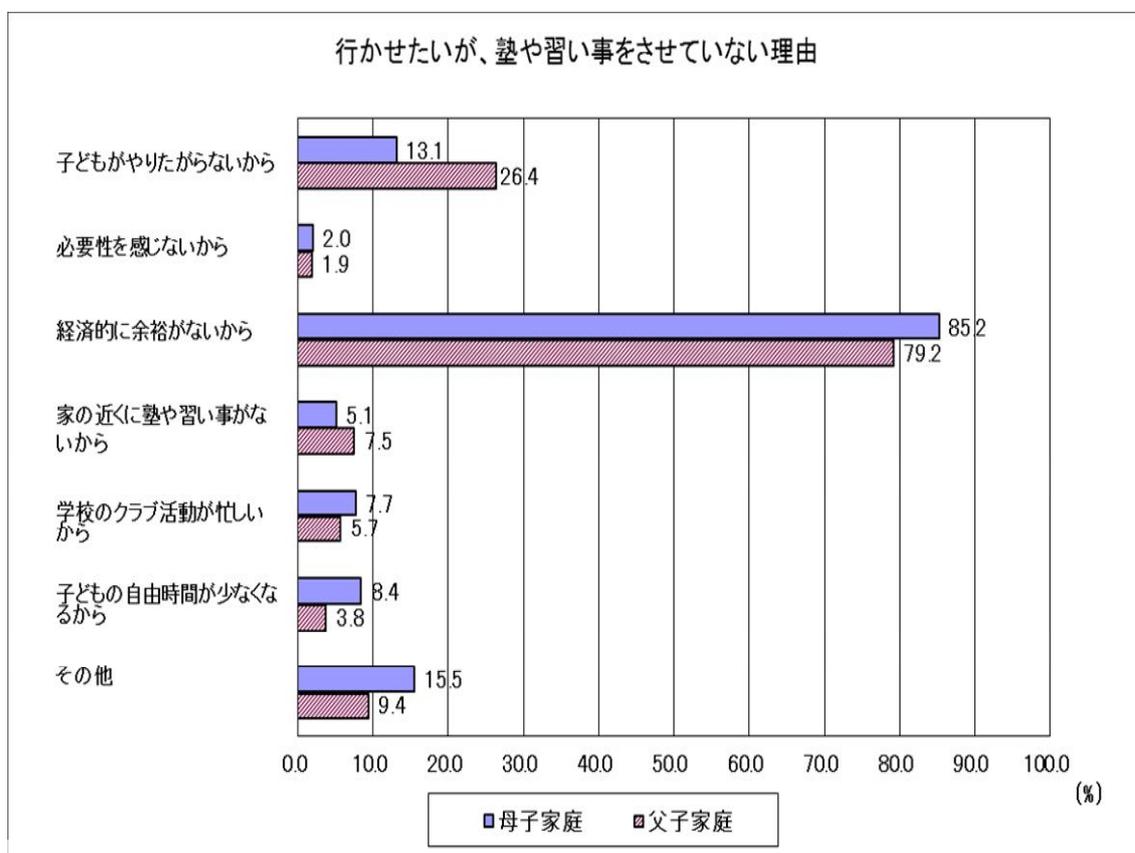
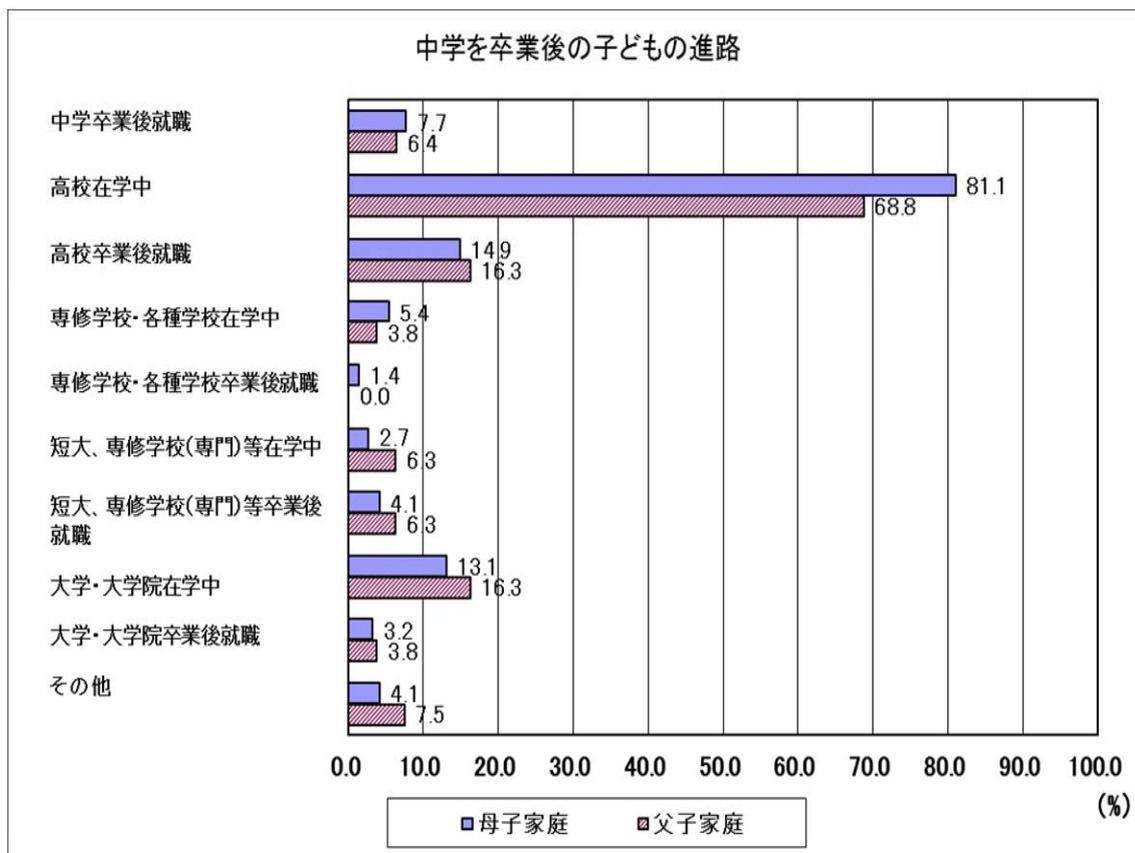
ひとり親家庭の悩みの中でも上位にあるのが子どものことで、母子家庭、父子家庭ともに約7割の方が「子どもについての悩み」があるとしています。悩みの内容としては、教育・進学に関することが最も多く、母子家庭では69.3%、父子家庭では54.6%となっています。

子どもの進学の希望は、母子家庭、父子家庭ともに「大学・大学院」が5割を超えており、次いで「高校・専修学校（高等課程）」が3割ほどとなっています。

実際の修学状況を中学卒業後の子どもの進路で見ると、中学卒業後に就職している子どもの割合は、母子家庭が7.7%、父子家庭が6.4%と、前回調査（母子6.5%、父子4.6%）と比べ高くなっています。

子どもを学習塾・進学塾に通わせている割合は、母子家庭で33.9%、父子家庭で32.1%となっている一方で、通わせたいが通わせていない世帯の割合は、母子家庭で33.2%、父子家庭で32.1%となっています。また、塾や習い事をさせていない理由としては、母子家庭の85.2%、父子家庭の79.2%が、経済的に余裕がないからとなっています。



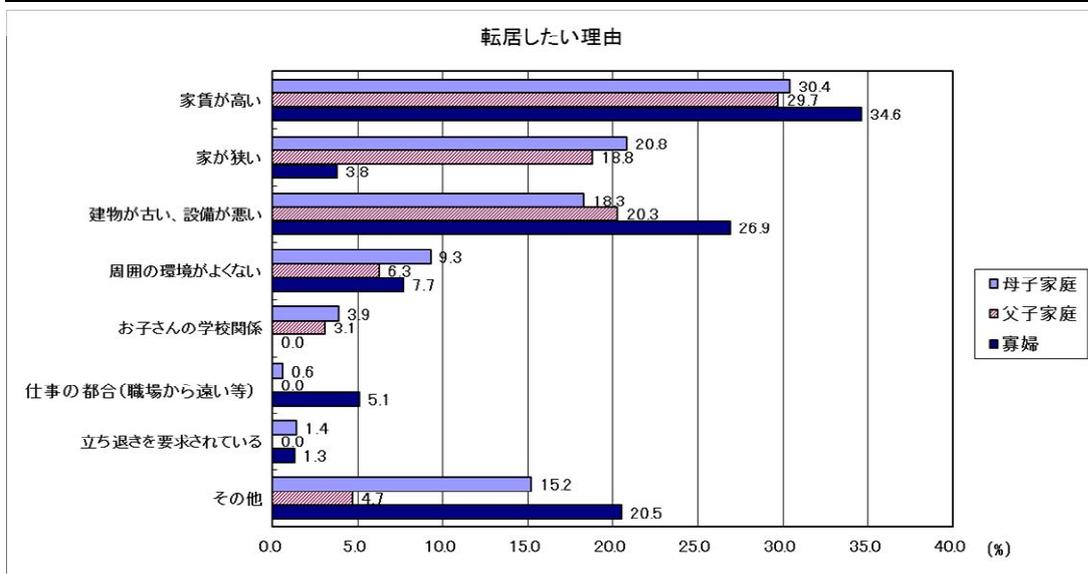
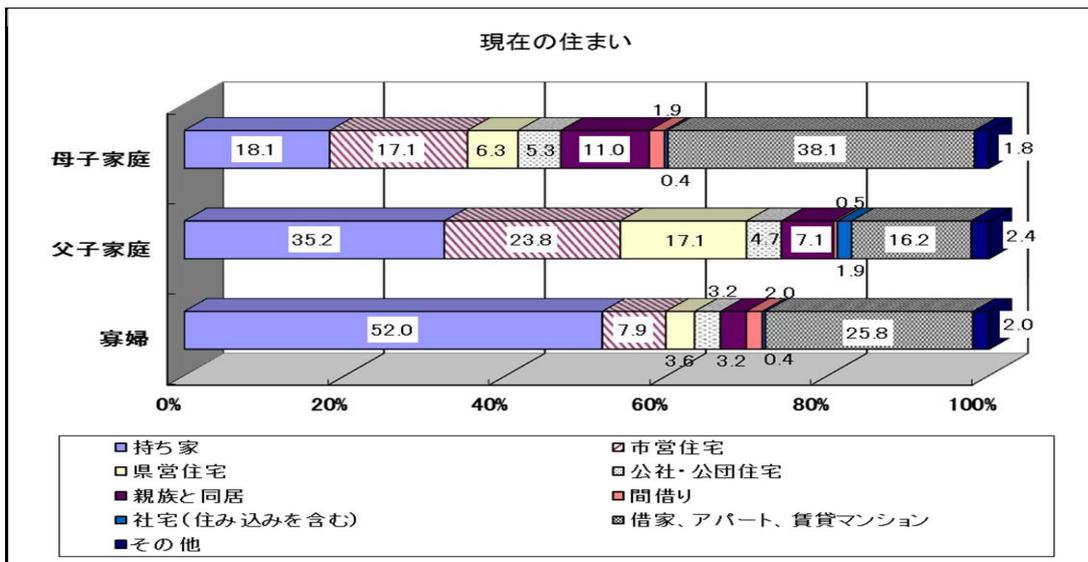


7 生活の状況

(1) 現在の住居の状況、転居の希望

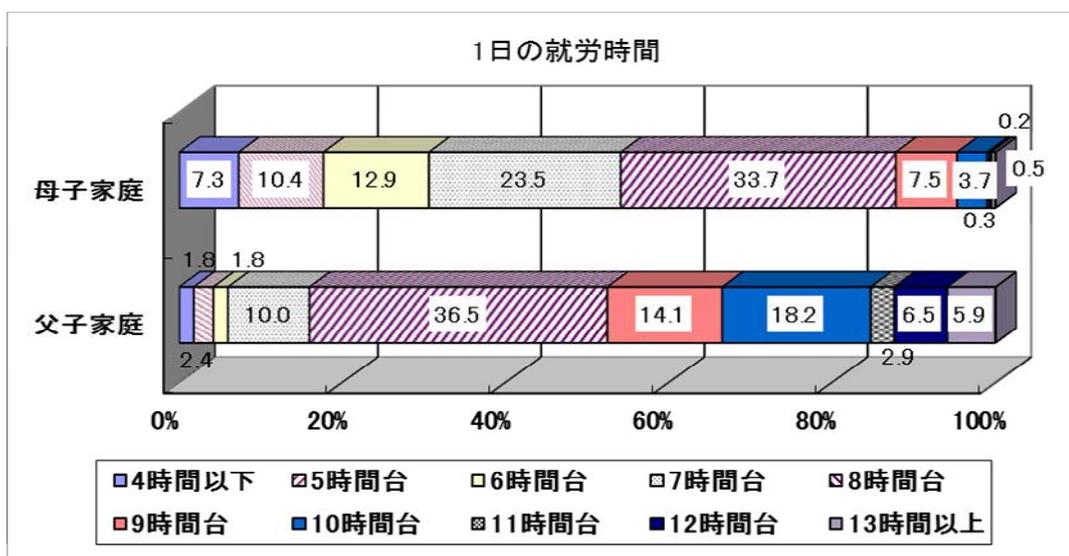
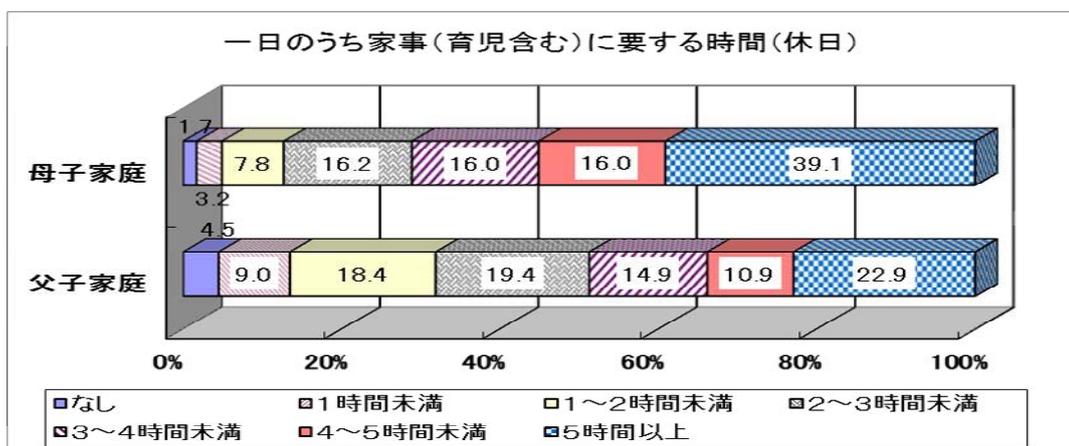
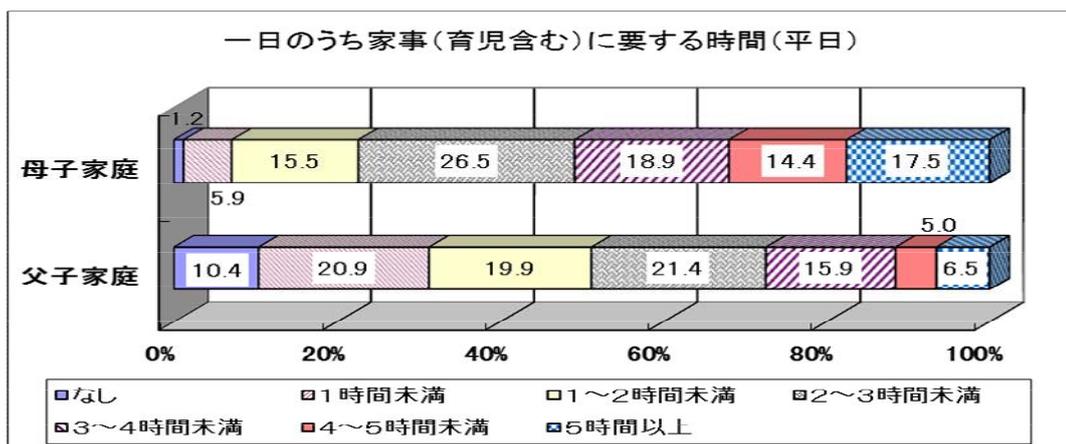
民間アパート等の借家に居住している方の割合は、母子家庭 38.1%、父子家庭 16.2%、寡婦 25.8%と母子家庭で高く、持ち家に居住している方の割合は母子家庭 18.1%、父子家庭 35.2%、寡婦 52.0%と父子家庭、寡婦で高くなっています。母子家庭では、「親族と同居」も多くなっていますが、年代が高くなるにつれて少なくなっています。逆に、持ち家の割合は年代が高くなるにつれて多くなっています。収入階層別に比較すると、収入の高い層では持ち家の割合が高く、少ない層では市営住宅、民間アパート等の割合が高くなっています。

住まいを転居したいと考えている割合は、母子家庭で 48.6%、父子家庭で 30.9%となっています。転居したい理由としては、母子家庭、父子家庭とも第一に「家賃が高い」があげられ、次いで「家が狭い」、「建物が古い、設備が悪い」などがあがっています。



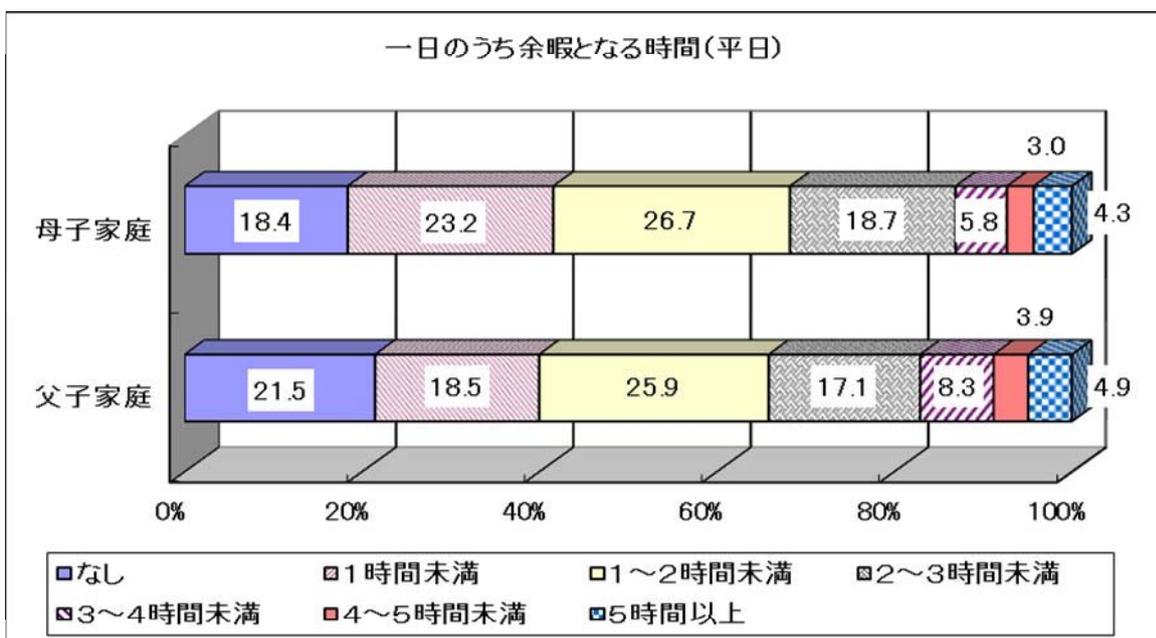
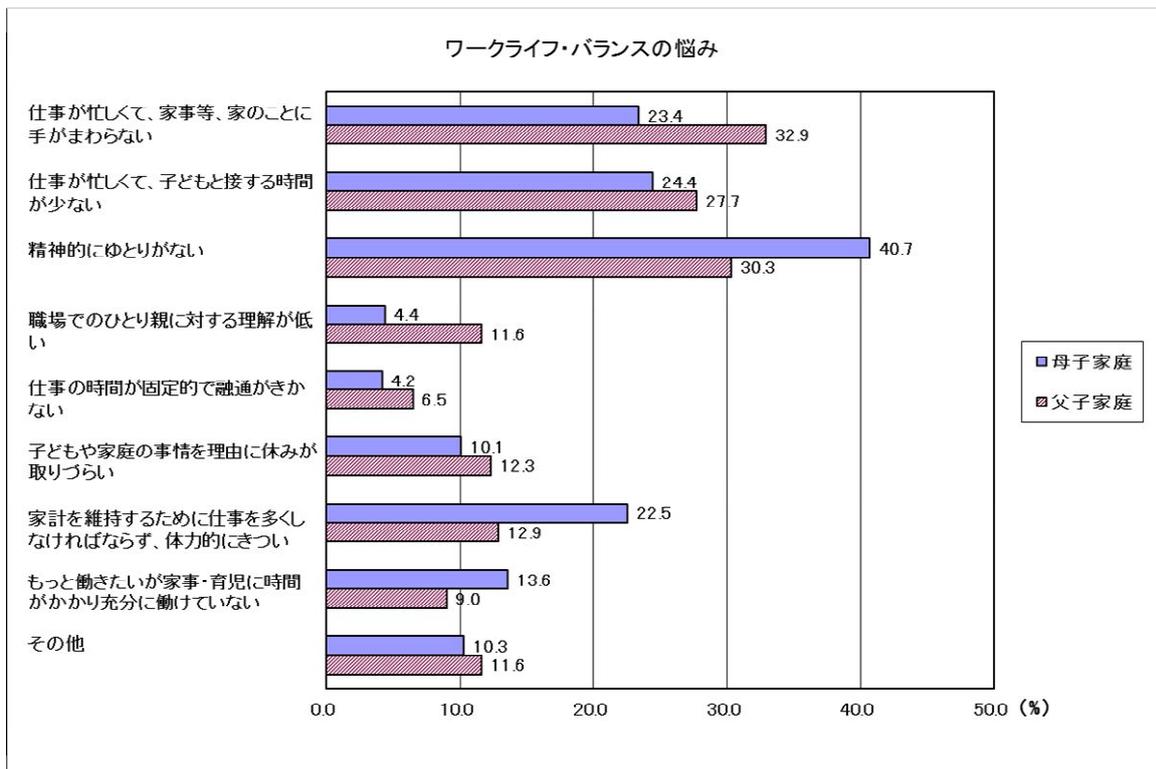
(2) ワークライフ・バランスについて

平日、家事や育児にかかる時間が「1時間未満」である母子家庭は7.1%ですが、父子家庭では31.3%となっています。これは、一日当たりの勤務時間が母子家庭では、8時間台までが87.8%、父子家庭では、8時間台までが52.5%と勤務時間に差があることの影響があるものと考えられます。また、休日になると、母子家庭、父子家庭ともに家事や育児にかかる時間「5時間以上」が最も多くなっています。



ワークライフ・バランスで悩んでいることについて、母子家庭、父子家庭ともに、「仕事が忙しくて、家事等、家のことに手がまわらない」「仕事が忙しくて、子どもと接する時間が少ない」「精神的にゆとりがない」が高くなっています。

自分自身のために使える余暇の時間は、母子家庭、父子家庭とも、平日は2時間未満が7割弱（母子68.3%、父子65.9%）となっており、「なし」としている方も約2割となっています（母子18.4%、父子21.5%）。



8 まとめ ～現状から見える課題～

① ひとり親家庭世帯数と施策利用の現状から

本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、5年前に比べ、父子家庭及び寡婦は減少していますが、母子家庭は増加しています。離婚率そのものは引き続き減少傾向にあります。母子家庭においては、未婚の母が増える傾向にあり、特に10代、20代前半で未婚母子の占める割合が多くなっています。

公的制度の利用・受給状況については、経済的支援など100%近く利用・受給されている制度もありますが、制度自体があまり認知されていない事業もあり、特に父子家庭では、全体的に事業の利用・認知状況は低くなっています。

一方、実態調査の結果（以下「調査結果」と言います。）では、悩みの相談相手がない方の割合も高くなっており、本市の施策に期待することは、「相談事業の充実」が最も高くなっています。

こうした調査結果から、行政の情報や支援が届きにくい若い未婚の母や父子家庭の父など、ひとり親家庭の方が気軽に相談でき、相談しやすい窓口を整えるとともに、行政の施策を含め広く社会資源を活用できるように、積極的な情報提供に努める必要があります。

② 就業及び生計の状況から

母子家庭の母の就業率は8割を超えています。子育て家庭全体の母親の就業率と比較すると、母子家庭の母親が生活のために働き手となっている現状が分かります。

しかし、平成25年の国民生活基礎調査では日本のひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%となっており、働いていても貧困状態にあるという日本の母子家庭の特殊な状況が浮かび上がっています。

本市の今回の調査結果からも母子家庭の世帯の平均年収は約250万円と前回調査とくらべれば増加していますが、全世帯の平均年収の45.4%に過ぎず、約8割が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

一方、父子家庭の平均年収は母子家庭と比べると高い水準になっていますが、前回調査より減少しており、やはり7割を超える方が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

この背景の一つには、雇用形態の問題があります。調査結果では、雇用されて

いる方のうち正規雇用の割合は母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少しており、特に母子家庭の母では3人に1人程度になっています。

就労収入を比較すると、正規雇用とパート・アルバイトでは年収で100万円以上の差が生じています。

こうした状況を改善するためには、正規雇用など、より安定的な収入が得られる就労を目指す必要があります。

しかし、低学歴や技能・経験の不足など、就業を困難にするさまざまな要因が重なる母子家庭の母が、即時の正規雇用や高収入を期待することは難しい状況にあります。実際、調査結果では、母子家庭で約4割の方が仕事をかわりたいと思っており、その理由としては「収入が少ないため」が5割を超えていますが、実際に転職の予定がある方は1割程度で、転職できない理由には「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けない」や「希望する仕事に必要な資格がないから」といった理由も多くなっています。

こうした現状を踏まえ、今後の支援のあり方として求められることは、一つには、安定した仕事に就くために必要な資格や技能の習得を支援することです。

現在行っている各種の就業支援講習会、セミナーや高等技能訓練促進費の給付などを引き続き実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい、社会的なニーズに即した講習会の開催や、ひとり親家庭の方が受講しやすい環境を整えることなどが求められます。また就職を困難にしている低学歴の問題を解消するため、学歴を確保するための支援も有効だと考えられます。

一方で、母子家庭になって間がないなど様々な理由により就業意欲が持てない方に対しては就業意欲向上のための啓発や指導を、職業経験がない方、あるいはすぐにでも働きたいという求職中の方に対しては、まずは働き始めることができるための支援を、育児との兼合いで就業時間の確保が困難になっている方に対しては、保育所等の優先利用や多様な保育サービスを用意することなど、一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験など）や子どもの成長に合わせて、段階的な支援を総合的に行っていくことも大切です。

また、勤務時間が長くて育児の時間が取れないことや、家庭の事情で休みを取りづらいことなど、一人で子どもを育てなければならない、ひとり親家庭の悩みや状況について、引き続き事業主等の理解を求めていくことも重要です。

このように、ひとり親家庭の経済的な自立を図るための支援としては、まずは就業支援をさらに推進していくことが重要であると考えますが、病気などやむを得ない理由で働けない方や、就労収入だけでは不足する現実も踏まえ、手当の給付や子どもの修学のための資金を始めとした福祉資金の貸付など、経済的な支援も引き続き重要となっています。

また、ひとり親家庭、特に母子家庭において、養育費は親子の生活を支える重要な収入の一つとなっています。養育費の取り決めをしている方は、母子家庭では6割、父子家庭でも4割を超えており、いずれも国の調査と比べて2割以上高くなっています。

しかし、実際に養育費を受け取っている割合は前回調査より高くなっているものの、依然低い状態にあります。本市では養育費取得のための相談窓口を設置するとともに、第2期計画期間中には、司法書士による書類作成や同行支援を開始するなど積極的な支援を推進してきましたが、今後も離婚前からの相談を含め、早い段階からの相談につながるよう支援の周知を図るなど、養育費取得のための支援にも引き続き力を入れていく必要があります。

③ 生活上の悩みの状況から

本市の調査結果によれば、母子家庭、父子家庭ともに約7割の方が「子どもについての悩み」があるとしていますが、その内容としては、教育・進学に関することが最も多くなっています。

母子家庭、父子家庭ともに5割を超える方が、自分の子どもを「大学・大学院」まで進学させたいと考えている一方で、中学卒業後に就職している子どもの割合は、母子家庭、父子家庭ともに前回調査より高くなっています。

また、小学生の子ども放課後の過ごし方として、塾や習い事で過ごしている割合は母子家庭で約3割、父子家庭では約2割となっており、小学生の子どもがいる世帯全体では7割近くとなっているのと大きな開きがあります。

ひとり親家庭の親の3人に1人は、子どもを学習塾・進学塾に通わせたいが、通わせておらず、その理由として約8割の方が経済的に余裕がないことを挙げています。

第2期計画では、ひとり親家庭の子ども家庭での学習を補完するため、学習サポート事業に新たに取組むことを掲げ、平成26年度から4区の中学1年生を対象にモデル事業としてスタートしています。

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく国の大綱では、重要施策の一つとして、貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進が挙げられており、ひとり親家庭の子どもへの学習支援も一層推進していくことが求められています。

また、学習だけでなく、居場所や気軽に相談できる相談相手なども確保していくことで、ひとり親家庭の子どもが自己肯定感を持ち自立していくことができるよう支援していく必要があります。

ひとり親家庭の母等は一人で家事と育児と仕事の3役をこなしていかなければなりません。第3期計画では、子ども自身の自立の支援に力を入れるとともに、親の負担感を軽減することが子どもの健やかな育成にもつながるという趣旨も含めて、保育サービスや放課後施策など子育て支援施策を推進していくことも、引き続き求められています。

父子家庭では「子どものこと」以外の悩みでは、「家事のこと」を挙げる方の割合が高くなっています。こうしたニーズに対応する施策として、本市では「ひとり親家庭等家事介護サービス事業」の実績が毎年増えていますが、さらに施策の周知などを進めていく必要があります。

寡婦については、本市の調査では、悩みとして「老後のこと」を挙げる方が半数以上となっています。平均収入はこの5年間で68万円増え、400万円近くとなっているものの、不安定な雇用や低い収入が、老後の生活保障となる年金に及ぼす影響も予想されるなど、寡婦の方が老後も安定した生活を送るためには、母子家庭の母であるときから将来を見据えたライフプランを立て、計画的な就業をしていくことが重要です。

④ 国の法改正の動向から

第2期計画の実施期間内に、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成25年3月1日）」及び、「母子及び寡婦福祉法の一部改正（平成26年10月1日）」が施行され、父子世帯への支援の拡大が行われています。また、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年1月17日）」が施行され、ひとり親家庭の支援策も総合的な子どもの貧困対策の中で、位置づけられるようになっていきます。

このような国の動向を踏まえながら、第3期計画では父子家庭への支援の拡大や子どもの貧困対策としてのひとり親の就業支援、貧困の連鎖を防止するための子どもへの支援などが求められています。

第3章 施策の方向性

1 基本的な考え方

国は、平成 15 年 4 月に「基本方針」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。

本市では、平成 17 年 3 月、「第 1 期計画」を策定、平成 22 年 3 月には、「第 2 期計画」を策定し、ひとり親家庭が生活を支える安定した経済基盤を確立することができるよう、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援に取り組んできました。

実態調査等では、母子世帯の年間世帯収入で上昇がみられるも、就業状況、収入の状況など、ひとり親家庭は依然として厳しい環境におかれていることや、情報提供、相談事業の充実を求めていることがわかります。また、国における法改正や新たな法施行により、父子世帯も含めた就業支援の充実と、貧困状態にある子どもへの支援策も求められています。

第 3 期計画では、ひとり親家庭等が抱える貧困を始めとする様々な課題を整理し、その厳しい環境を踏まえ、就業支援など経済的な自立に向けた支援、日常生活上の支援、子どもの将来の自立に向けた支援のほか、配偶者からの暴力被害者支援、全ての子育て家庭への支援策など関連する施策も含めた総合的な支援を推進していきます。

2 基本方針

ひとり親家庭等が抱える貧困を始めとする様々な課題を整理し、その厳しい環境を踏まえ、経済的支援、就業支援、生活支援、子どもへの支援など総合的な支援を推進

3 施策

「基本方針」に基づき、以下の5つの施策目標と、その目標を達成するための具体的な方策を定め、計画の推進に取り組みます。

なお、各事業の実施にあたっては、必要な財源が確保できるように国庫補助事業などを積極的に活用するとともに、勤労者、子育て家庭等を支援する公的機関や民間機関とも十分に連携を図り、効果的な支援の実施を目指します。

施策目標1 課題整理のための相談・情報提供による支援

気軽に相談できる窓口を整備し、相談により自立に向けた課題を整理するほか、社会資源活用のための情報提供による支援を行います。

ひとり親が、自身の抱える悩みを身近に相談することができる窓口を整備し、相談によって自立に向けた課題を整理することができ、将来を見据えたライフプランが設計できるよう寄り添った支援を行うとともに、必要に応じて利用できる社会資源等についての情報提供に努めます。

また、気持ちや経験を分かち合うなど気持ちが共有できる身近な相談相手の確保に努めます。

❖具体的な施策❖

- 方策1 相談しやすい窓口の整備
- 方策2 きめ細やかな情報提供
- 方策3 身近な相談相手の確保

施策目標2 経済状況の安定を図るための支援

手当の給付や福祉資金の貸付等により、ひとり親家庭の経済状況の安定を図るとともに、子どもの健やかな育ちのために養育費確保に向けた支援を行います。

就業状況、収入の状況などに鑑みると、ひとり親家庭は依然として厳しい環境におかれていることから、手当の給付等などにより、ひとり親家庭の経済状況の安定を図る支援を行います。

また、福祉資金の貸付など、父子家庭への支援の拡大が進められたことから、必要な支援が得られるように努めます。

養育費については、子どもの健やかな育ちのために必要なものであり、親の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。

❖具体的な施策❖

方策1 収入を補完するための経済的支援

方策2 養育費の取り決め・確保のための支援

施策目標3 安定的な収入確保に向けた就業支援

一般世帯に比べて収入が不足するひとり親家庭が、より安定的な収入が得られ自立できるよう、正規雇用に向けた支援などを行います。

正規雇用など、より安定した就業につながるように、家庭状況、資格、経験、子どもの成長に合わせた、きめ細やかな就業支援を行います。

休日などにも資格取得講習を受けられやすくするなど、自立できる収入が確保できるようステップアップのための支援を含め、総合的な支援を進めます。

事業主等に対しては、雇用啓発や求人開拓を行うとともに、ひとり親家庭等の支援に対する理解を深めてもらえるように努めます。

❖具体的な施策❖

方策1 正規雇用など、より安定した就業への支援

方策2 事業主等に対する働きかけ

施策目標4 生活上の負担軽減のための支援

ひとりで担う子育てや家事等の生活上の負担の軽減のための支援を行います。

ひとり親世帯の多くは、子育てなどを他の家族に頼れない状況にあることから、仕事と子育てを両立していくための保育サービスの充実など、子育て支援や家事等の生活上の負担を軽減する支援に取り組みます。また、比較的安価な家賃である市営住宅等、生活の場の確保に努めます。

❖具体的な施策❖

方策1 家庭生活のための支援

方策2 住宅確保に向けた支援

施策目標5 子どもの健やかな育ちのための支援

子どもの健やかな育ちのために、子ども自身及び保護者への支援を行います。

経済的にハンディがあるひとり親家庭の子どもが自己肯定感を持ち、健やかに育ち、それぞれが持つ能力を十分に発揮できるよう、就学の支援や進学のための学習の機会の提供、子どもの居場所づくりや将来への相談支援を行います。

❖具体的な施策❖

方策1 子どもの学習支援など将来のための支援

第4章 施策の展開

[★：新規事業 ☆：拡充事業]

施策目標1 課題整理のための相談・情報提供による支援

方策1：相談しやすい窓口の整備

事業等の名称	内 容	対象
母子・父子自立支援員等による相談	施策の窓口である区役所において、母子・父子自立支援員を中心として、母子及び父子等の生活や就業など総合的な相談に応じられるよう、相談員の資質向上や他機関との連携などを進めます。	母子 父子 寡婦
☆母子家庭等自立支援センター事業	就業相談、職業紹介、技術習得等を目指すセミナーや講習会等、就業に向けた支援を実施するとともに、より気軽に相談しやすい窓口の整備を進め、生活上の相談などの電話相談や法律相談を実施します。また、養育費・面会交流に関する相談など専門相談を行います。	母子 父子 寡婦
生活困窮者自立促進支援事業	生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携の推進を図ります。	母子 父子 寡婦
女性のための総合相談	家庭や職場、地域などで女性が直面する様々な問題についての相談を受け、女性の抱える諸問題の解消を支援します。	母子 寡婦
☆配偶者からの暴力被害者支援	関係機関との連携を強化するなど、配偶者からの暴力被害に関する相談支援や自立支援等の充実を図ります。	母子 父子 寡婦

★カウンセラーの配置	精神的な支援が必要な方に対して、新たにカウンセリングを受けられる窓口の整備を図ります。	母子 父子 寡婦
------------	---	----------------

方策2：きめ細やかな情報提供

事業等の名称	内容	対象
支援の内容等情報提供	広報なごや、名古屋市ホームページのほか新たな情報提供媒体の活用も含めた、より効果的な情報提供を進めます。また、児童扶養手当等受給者に対しては、パンフレットの送付など、きめ細やかな情報提供に努めます。	母子 父子 寡婦
父子家庭に対する支援情報の提供	父子家庭の相談窓口を含めた支援情報の提供に努めます。	父子

方策3：身近な相談相手の確保

事業等の名称	内容	対象
身近な相談相手の確保	気持ちや経験を分かち合い、身近なモデルとなり得るひとり親家庭同士が、セミナーや交流会等に集うことで仲間づくりの機会を提供するなどの支援を行います。	母子 父子 寡婦

施策目標2 経済状況の安定を図るための支援

方策1：収入を補完するための経済的支援

事業等の名称	内容	対象
児童扶養手当	安定的収入を得ることが困難なひとり親家庭に所得の額に応じて手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進を支援します。	母子 父子
ひとり親家庭手当	ひとり親家庭になった当初の激変を緩和するとともに、ひとり親家庭の児童の健全育成と福祉の増進を目的として手当を支給します。	母子 父子

母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	母子 父子 寡婦
---------------	--	----------------

方策2：養育費の取り決め・確保のための支援

事業等の名称	内 容	対象
養育費相談	養育費の取得について司法書士等による相談を行います。	母子 父子
手続き等のための支援	養育費取得や履行確保のための調停などの手続きのサポートを行います。	母子 父子
離婚手続き時等の情報提供	離婚手続きの際などに、養育費等相談窓口の情報提供や誘導について関係機関の連携を図ります。	母子 父子
養育費についての啓発	養育費の支払いは、子どもの健やかな育ちのために、子どもを監護していない親の責任であることを啓発し、離婚時における取決めの推進を図ります。	

施策目標3 安定的な収入確保に向けた就業支援

方策1：正規雇用など、より安定した就業への支援

事業等の名称	内 容	対象
就業相談	ジョイナス.ナゴヤにおいて、一人ひとりの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上を図り安定的就業につながるよう就業相談を行います。また、相談を通して必要に応じ、個々の状況にあわせた自立支援プログラムを策定し、これに基づき関係機関と連携するなどきめ細やかで継続的な支援を実施します。	母子 寡婦
職業紹介	母子家庭等就業・自立支援センター及びジョイナス.ナゴヤにおいて企業等に対する求人開拓活動で得た求人情報をもとに、母子家庭の母等の状況に応じた職業紹介を行います。	母子 寡婦

名古屋市職員の求人情報の提供	職業紹介事業に対して、嘱託職員など名古屋市職員の求人情報を提供します。	母子 寡婦
☆就業支援講習会	効果的な就職活動のためのセミナーや、就業に有利な資格・技術を習得するための講習会などを実施します。また、より受講しやすくなるよう、土日の講習会、託児付き講習会の充実を図ります。	母子 父子 寡婦
自立支援教育訓練給付金	就業に有利な資格を身に付けるための講座受講料の一部を補助します。	母子 父子
高等技能訓練促進費	就業に直結する看護師、介護福祉士等の資格を取得するために2年以上修学する場合に、修学期間の一定の期間について、生活費の一部を給付します。	母子 父子
★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給します。	母子 父子
一体的就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。	母子 父子
ハローワーク等と連携した求人情報の提供	職業紹介事業の求職希望登録者に対して、ハローワークや福祉人材センター等と連携して求人情報の提供を行います。	母子

方策2：事業主等に対する働きかけ

事業等の名称	内容	対象
雇用啓発	母子家庭等の厳しい雇用状況や、名古屋市の就業支援事業などについて企業等に周知し、母子家庭等の雇用促進のための啓発を行います。	母子 寡婦
求人開拓	職業紹介事業のための求人の開拓を行うとともに、雇用ニーズの把握に努めます。	母子 寡婦
ひとり親家庭支援に対する理解を求める啓発	ひとり親家庭の母等が、仕事と生活（子育て）のバランスのとれた生活ができるよう、企業等への理解を求める啓発活動を行います。	

施策目標4 生活上の負担軽減のための支援

方策1：家庭生活のための支援

事業等の名称	内 容	対象
保育所等優先利用	未就学児のいる家庭の就労または求職活動を支援するため、ひとり親家庭の子どもの保育所等利用申込の調整時の優先度を高めます。	母子 父子
多様な保育サービス	就労と子育ての両立、子育ての負担感の軽減などを目的として延長保育、一時保育、病児病後児デイケア等多様な保育サービスを推進します。	母子 父子
保育料軽減	ひとり親家庭にかかる保育料の軽減を実施します。	母子 父子
医療費助成	一定の条件を満たしたひとり親家庭の医療費を助成します。	母子 父子
上下水道料金減免	一定の条件を満たした家庭の上下水道料金を減免します。	母子 父子
のびのび子育てサポート事業	市民同士の子育て援助活動を支援する制度であるのびのび子育てサポート事業を、ひとり親家庭が利用しやすい制度にします。	母子 父子
留守家庭児童健全育成事業	就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすため、児童館留守家庭児童クラブを実施するとともに、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費を助成します。また、一定の要件を満たすひとり親世帯の保護者負担金を減免する育成会に対して、助成を行います。	母子 父子

トワイライトルーム	小学校施設を活用し、放課後等に、すべての子どもに「遊び」「学び」「体験」「交流」「生活」の場を提供するとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちについては、あわせて、より生活に配慮した取り組み（選択事業）を行います。また、一定の要件を満たすひとり親世帯の利用料を減免します。	母子 父子
子どもの短期入所生活援助事業	病気、出張、冠婚葬祭等の社会的な理由で家庭での子育てが困難になったときに、一時的に児童養護施設や乳児院等で子どもを預かります。	母子 父子
☆家事介護サービス事業	炊事、掃除、洗濯等家事や介護で困っている家庭に、家庭生活支援員を派遣します。一時的な子どもの預かりなど、困ったときに使いやすいサービスの充実を図ります。	母子 父子 寡婦
ひとり親家庭休養ホーム事業	親子でレクリエーションを楽しむことができるよう、指定施設の利用にかかる費用の一部を補助します。	母子 父子

方策2：住宅確保に向けた支援

事業等の名称	内 容	対象
ひとり親世帯向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別にひとり親世帯向けの募集を行います。	母子 父子
母子生活支援施設退所者向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別に母子生活支援施設退所者向けの募集を行います。	母子
愛知県あんしん賃貸支援事業の情報提供	ひとり親世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等を実施します。	母子 父子
母子生活支援施設における支援	母子生活支援施設において、生活のさまざまな面の相談、指導等の支援を行うことにより、早期自立が図れるよう支援します。	母子

施策目標5 子どもの健やかな育ちのための支援

方策1：子どもの学習支援など将来のための支援

事業等の名称	内 容	対象
☆学習サポート事業	市内全域のひとり親家庭の中学 1～3年生に対して学習サポート事業を実施して、学習及び進学の意欲を醸成します。	母子 父子
★子どもへの相談支援	学習支援の場を活用し、ボランティアが進路や将来の事等について相談、アドバイスすることで、子どもの自立への意識を醸成します。	母子 父子
★スポーツ・文化等の体験の場の提供	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ・文化等の体験の場を新たに提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成します。	母子 父子
★貧困の連鎖防止ネットワーク事業	困窮世帯の子どものための支援を行う民間団体や企業等のネットワークにより、学習サポート事業の場などを通じて、支援を対象者に届けるための仕組みづくりを新たに図ります。	母子 父子
就学援助	経済的な理由により、子どもを小中学校に就学させるのが困難な方に対し、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助します。	母子 父子
高等学校入学準備金	勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校への修学が困難な方を支援するため、入学に必要な学資（入学準備金）の貸付を行います。	母子 父子
☆面会交流にかかわる相談支援	子どもの健やかな成長を支援するため、面会交流にかかわる相談支援の仕組みづくりの検討を行います。	母子 父子



第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画
平成27年3月

【編集・発行】

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話 052-972-2522

FAX 052-972-4439

(この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。)